

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年7月4日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー  
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル  
(Roland Charbonnel)  
資金調達・投資家向け広報部門 取締役  
(Director Group Funding and Investor Relations Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ジェルメーヌ・サブロン通り7番地  
(7, promenade Germaine Sablon, 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐  
同 八坂 俊輔  
同 森田 翔  
同 矢部慎太郎  
同 長迫 智弘

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした  
募集有価証券の種類】 社債

## 【発行登録書の内容】

提出日	2021年11月5日
効力発生日	2021年11月13日
有効期限	2023年11月12日
発行登録番号	3 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	4,769億円

## 【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2023年7月4日（提出日）である。

## 【提出理由】

2021年11月5日付発行登録書について、同発行登録書の一定の記載事項に訂正を加え、添付書類を追加し、かつ添付書類の一部を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものである（訂正内容については、本文を参照のこと。）。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

<訂正前>

本発行登録を利用して発行される個別の各社債には、「劣後特約が付されている場合」(以下「本劣後社債」という。)と「劣後特約が付されていない場合」があります。

<後略>

<訂正後>

本発行登録を利用して発行される個別の各社債には、「劣後特約が付されている場合」と「劣後特約が付されていない場合」があります。

<後略>

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<訂正前>

(1) 劣後特約が付されている場合

「ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(劣後特約付)に関する情報」

銘柄	未定
記名・無記名の別	該当なし
券面総額又は振替社債の総額	未定
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	未定
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率(%)	未定
利払日	未定
償還期限	未定
募集の方法	一般募集

申込証拠金	なし
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

## 公告の方法

本劣後社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）がこれを行う。

## 償還の方法

### (1) 満期償還

未定

### (2) 資本事由が発生した場合の償還

資本事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6)」で決定される予定の規定に従って）かつ上記「公告の方法」に基づき社債権者に45暦日以内30暦日以上 of 事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることによりいつでも未償還の本劣後社債の全部（一部は不可）を本劣後社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、資本事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内に資本事由が発生することになる旨（場合による。）の証明書を償還期日の5営業日（以下に定義する。）以上前に財務代理人に交付し、当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (2)」において、

「**適用ある銀行規制**」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局（以下に定義する。）により適用されるその時点において効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「**ポピュレール銀行傘下銀行**」は12の地方銀行、CASDENバンク・ポピュレールおよびクレディ・コオペラティブから成る14のポピュレール銀行をいう。

「**営業日**」とは、日本国東京都における銀行営業日をいう。

「**ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）**」とは、15のケス・デパーニュ・エ・ドゥ・プレボワヤンスをいう。

「**資本事由**」とは、本劣後社債の発行日時点において発行会社が合理的に予測可能でなかった本劣後社債の規制区分が変更された結果、発行会社のTier 2資本（以下に定義する。）からかかる本劣後社債の全額が除外されることを意味する（ただし、かかる除外がTier 2資本に適用される上限規制による場合は除く。）。

「**財務代理人**」とは、本劣後社債が固定利付社債の場合は、本劣後社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）をいい、本劣後社債が期限前償還条項付社債または変動利付社債の場合は、本劣後社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人・利率確認事務取扱者（文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）をいう。

「**グループBPCE**」とは、BPCE S.A.グループ（以下に定義する。）、ポピュレール銀行傘下銀行、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）および一定の関連事業体をいう。

「BPCE S.A.グループ」とは、発行会社およびその連結子会社ならびに連携事業体をいう。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、またはその他の当局をいい、発行会社の健全性の監視および監督ならびに / または発行会社およびグループBPCEに対する適用ある銀行規制の適用に第一義的な責任を有する破綻処理当局を含むが、これに限定されない。

「Tier 2資本」とは、発行会社についてその時々適用ある銀行規制のもとでの補完的項目 ( tier 2 ) の構成要素として関連規制当局に扱われる資本を意味する。

(3) 税務上の理由による償還

未定

(4) 買入れ

未定

(5) 消却

未定

(6) 満期前の償還および買入れに対する条件

未定

社債の地位

本劣後社債は、フランス商法典第L.228 - 97条の規定に基づき発行され、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-5°項に定められた劣後証券である。

本劣後社債についての発行会社の意図は、規制上、本劣後社債がTier 2資本として扱われることである。(A)項は、本劣後社債が規制上Tier2資本として扱われる限り、本劣後社債について適用される(以下、かかる本劣後社債を「適格劣後社債」という。)。発行済み本劣後社債の全額がTier2資本から除外される場合(以下「適格除外事由」という。)(以下、適格除外事由の影響を受ける本劣後社債を「適格除外劣後社債」という。)、(B)項は、(A)項に代えて、発行会社のいかなる措置およびかかる本劣後社債の社債権者またはその時点で発行済みのその他社債の社債権者との協議も必要とせず、自動的に当該適格除外劣後社債に適用される。

(A) 適格劣後社債の地位

本劣後社債が適格劣後社債である場合およびその期間中、その元本および利息は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成し、本劣後社債相互間で優先されることなく同順位であり、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-5°項に従い、現在または(2020年12月28日以前の日付で発行された証券の場合)2020年12月28日以前に、そのすべてまたは一部が発行会社のTier2資本としてみなされたその他すべての現在または将来の劣後証券と同順位である。

適用ある法令に従い、発行会社の裁判上の清算(liquidation judiciaire)を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、支払いを受ける適格劣後社債の社債権者の権利は、

a. (i) 上位債務(以下に定義する。)に係る債権者(預金者を含む。)、

(ii) 適格劣後社債より上位である、または上位であることが明示されている劣後債権者  
および

(iii) 発行会社が発行する適格除外劣後社債

に対する全支払いに劣後し、かつ、

b. 発行会社に供与される利益参加型融資(prêts participatifs)、発行会社により発行される資本参加証券(titres participatifs)および発行会社の超劣後債務(engagements)

dits “super subordonnés” または engagements subordonnés de dernier rang) に優先して支払いを受ける。

#### (B) 適格除外劣後社債の地位

本劣後社債が適格除外劣後社債となった場合、その元本および利息は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成し、本劣後社債相互間で優先されることなく同順位であり、現在または(2020年12月28日以前の日付で発行された証券の場合)2020年12月28日以前に、その他Tier 1資本(CRR(以下に定義する。))第52条にて定義され、関連規制当局のその時点での要件によりその他Tier 1資本として扱われ、CRR第10部(既得権に関する第484条以降)で改正されたもの。)またはフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-5°項に従い、発行会社のTier2資本としてみなされていないその他すべての現在または将来の劣後証券と同順位である。

適用ある法令に従い、発行会社の裁判上の清算(liquidation judiciaire)を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、支払いを受ける適格除外劣後社債の社債権者の権利は、

a. (i) 上位債務に係る債権者(預金者を含む。)および

(ii) 適格除外劣後社債より上位である、または上位であることが明示されている劣後債権者

に対する全支払いに劣後し、かつ、

b. 適格劣後社債、発行会社に供与される利益参加型融資(prêts participatifs)、発行会社により発行される資本参加証券(titres participatifs)および発行会社の超劣後債務(engagements dits “super subordonnés” または engagements subordonnés de dernier rang)に優先して支払いを受ける。

上位債務の支払いが不完全な場合、本劣後社債に係る発行会社の債務は消滅する。

社債権者は、発行会社に対して有することのあるあらゆる請求に係る集団的手続または任意清算の混乱のない完了に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

本劣後社債に係る担保提供制限はない。

本「社債の地位」において

「CRR」とは、2013年6月27日付欧州連合官報に公表された金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第575/2013号(その後の随時の改正、またはそれに代わり発効するその他の規則(レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務の要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央清算機関へのエクスポージャー、集団投資事業へのエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示要件に関して規則(EU)第575/2013号ならびに規則(EU)第648/2012号を改正する2019年5月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第2019/876号によるものを含む。)を含む。)をいう。

「上位債務」とは、発行会社のすべての無担保かつ非劣後の債務および他のすべての債務であって本劣後社債に優先することが当該債務の諸条件または法律の定めで明示されているものをいう。

## 摘 要

### 1 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合について期限の利益喪失を本劣後社債にもたらす債務不履行事由はかかる劣後社債には存在しない。ただし、発行会社の裁判上の清算(liquidation judiciaire)が言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合(統合、合同もしくは

は合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。) 、本劣後社債は上記「社債の地位」に記載したところに従い、直ちに支払うべきものとなる。

その他の条件については未定である。

(2) 劣後特約が付されていない場合

「ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債又はビー・ピー・シー・イー・エス・エー非上位円貨社債に関する情報」

銘柄	未定
記名・無記名の別	該当なし
券面総額又は振替社債の総額	未定
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	未定
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率(%)	未定
利払日	未定
償還期限	未定
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

その他の条件については未定である。

<訂正後>

(1) 劣後特約が付されている場合

未定。

(2) 劣後特約が付されていない場合

本「(2) 劣後特約が付されていない場合」には、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー(BPCE S.A.) (以下「発行会社」という。)が発行する、円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債について記載されている。一定の記載事項について、それぞれの社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」および「財務代理人」という用語は、それぞれの社債に係る当該用語を指し、いずれかの社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記

載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらまとめて記載された社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

実際に発行される本社債の内容が決定した場合、本書における「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しが、発行登録追補書類において各本社債の実際の名称の見出しに差し替えられ、当該見出しの下に、各本社債の情報が記載される。ただし、かかる情報が発行登録書（その後の訂正を含む。）に既に記載されている場合は、省略される。

また、「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」は、それぞれ、実際には発行されない場合がある。

### 「円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回円貨社債（2023）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	（未定）円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	（未定）円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	年（未定）％
利払日	毎年（未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日	償還期限	（未定）年 （未定）月（未定）日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2023年（未定）月（未定）日	払込期日	2023年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

## 「期限前償還条項付非上位円貨社債」

銘 柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回期限前償還条項付 非上位円貨社債(2023)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	(未定)円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	(未定)円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	2023年(未定)月(未定)日(その 日を含む。)から(未定)年(未 定)月(未定)日(その日を含 む。)までの期間については、年 (未定)%。 以下に記載する任意償還日に利率が 改定され、その後の適用利率は、下 記「利息支払の方法-(3)」に従っ て、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁(下記「利息支払の方法-(3)」 に定義する。)に表示される1年物 日本円オーバーナイト・インデック ス・スワップ・ミッド・レート(下 記「利息支払の方法-(3)」に定義 する。)に年率(未定)%のマー ジンを加算した率とする。
利払日	毎年(未定)月(未定)日 および(未定)月(未定)日	償還期限	(未定)年 (未定)月(未定)日
任意償還日	(未定)年(未定)月(未定)日		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2023年(未定)月(未定)日	払込期日	2023年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

## 振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

## 公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務 - (1)」に定義する。）がこれを行う。

## 引 受 人

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2023年（未定）月 （未定）日に調印さ れる元引受契約に従 い、共同主幹事会社 により連帯して買取 引受けされ、一般に 募集される。左記以 外の元引受の条件は 未定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		(未定)	

## 財務代理人とその職務

## 「円貨社債」

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2023年（未定）月（未定）日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
- (2) 発行会社は、財務代理人の任命を随時変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
- (3) 振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (4) 発行会社が上記「財務代理人とその職務 - (2)」または「財務代理人とその職務 - (3)」に従って後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任した場合、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、あたかも財務代理契約および社債の要項において財務代理人として記載されていたのと同様に、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 「期限前償還条項付非上位円貨社債」

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2023年（未定）月（未定）日付の財務・発行・支払代理

および利率確認事務取扱契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

- (2) 発行会社は、財務代理人の任命を随時変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
- (3) 振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (4) 発行会社が上記「財務代理人とその職務 - (2)」または「財務代理人とその職務 - (3)」に従って後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者を選任した場合、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、あたかも財務代理契約および社債の要項において財務代理人として記載されていたのと同様に、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 利息支払の方法

### 「円貨社債」

本社債の利息は2023年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第三段落の規定に従う。）、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - (2)劣後特約が付されていない場合 - 「円貨社債」 - 利率」に定める利率による経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「**支払代理人**」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社

債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「**摘要 - 4 支払い - (八)**」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

#### 「**期限前償還条項付非上位円貨社債**」

(1) 本社債の利息は2023年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「**利息支払の方法 - (4)**」の規定に従う。）、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「**利息支払の方法**」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債には、2023年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年（未定）%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) （未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの間（以下「**改定後利率適用期間**」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「**利息支払の方法 - (3) - (b)**」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、下記「**利息支払の方法 - (3) - (c)**」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率（未定）%のマージンを加算した率（以下「**改定後適用利率**」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 利率決定基準日（以下に定義する。）に、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本書において、

「**1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート**」とは、固定金利とTONA（以下に定義する。）の複利（後決め）を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年2回払いの1年物のスワップ・レート（またはその後継スワップ・レート）をいう。

「**1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート**」とは、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートのミッド・レートをいう。

「**ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁**」とは、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ（もしくはその承継サービス）のGDCO 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDCO 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは1年

物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「利率決定基準日」とは、利率改定日（以下に定義する。）の2営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日（下記「償還の方法 - (4)」に定義する。）をいう。

(ii) 利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁において1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されない場合またはブルームバーグGDCO 44079 11 1頁が利用不能である場合（ただし、下記「利息支払の方法 - (3) - (c)」の場合を除く。）には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義する。）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。この場合、

(x)スワップ・ブローカーにより提示されたレートが4つ以上の場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。

(y)スワップ・ブローカーにより提示されたレートが2つまたは3つの場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。

(z)スワップ・ブローカーにより提示されたレートが1つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、利率確認事務取扱者への、かかる1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求めるものとし、この場合には、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が2つに満たなかった場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日に先立つ直近の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートで、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。

本書において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レー

トについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）が可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c)ベンチマークの廃止等

(i) 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関連してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合で、改定後適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記(ii)に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義する。）を決定し、下記(iii)に従ってスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば）および下記(iv)に従ってベンチマーク関連修正（以下に定義する。）を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生し、後継レートまたは代替参照レートが決定されない場合、改定後適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率に等しいものとする。

(x) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行会社によって任命された独立アドバイザーが、利率決定基準日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定ができなかった場合。

(z) 後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）が生じるか、または関連規制当局（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）および/もしくは関連破綻処理当局（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）が、満期日ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うであろうと発行会社が判断する場合。

(ii) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(x) 後継レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」の運用に従う。）。

(y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」の運用に従う。）。

### (iii) スプレッド調整

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート(場合による。)にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート(場合による。)に適用される。

### (iv) ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (3) - (c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項(かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素(スプレッド調整を含む。))を含むがこれに限定されない。)に係る社債の要項の修正(当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。)が必要であると決定し、(ii)ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関連業務規程等の許容する範囲内で、下記(v)に従ってその旨の通知を行うことを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

### (v) 通知

発行会社は、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し、また上記「公告の方法」に従い本社債権者に対しては公告により、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的な条件の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日(もしあれば)を定めるものとする。

当該通知において定める後継レートもしくは代替参照レート(場合による。)ならびに、該当する場合、スプレッド調整(もしあれば)および/またはベンチマーク関連修正の具体的な条件(もしあれば)は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整(もしあれば)およびベンチマーク関連修正(もしあれば)の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。

### (vi) 当初参照レートの存続

上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法 - (3) - (b) - (ii)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本書において、

「**スプレッド調整**」とは、スプレッド(正または負のいずれもあり得る。)、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ後継レートまたは代替参照レート(場合による。)に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

(i) 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関(以下に定義する。)により正式に推奨されるもの。

(ii) (かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合)業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レート

または代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したものの。

(iii)（独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。

(iv)（独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法 - (3) - (c) - (ii)」に従って決定し、かつ日本円による利率（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

(i) 当初参照レート（またはその構成部分）が5営業日以上公表されなくなるか、または存在しなくなること。

(ii) 当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。

(iii) 当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。

(iv) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。

(v) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が市場において指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。

(vi) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが不法となること。

ただし、(ii)、(iii)および(iv)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、当初参照レート（またはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（またはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（またはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。）に生じるものとする。また、TONAに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法 - (3) - (c) - (i)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

(i) ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。

(ii) (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指定機関により正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する当初参照レートの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これらに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

(d) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後5営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、かかる事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、かかる事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

(e) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

(f) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「**利率確認事務取扱者**」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (3)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。

(4) 下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2023年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）以降については1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えな

い。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務  
代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

## 償還の方法

### 「円貨社債」

#### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、そ  
れまでに償還されまたは買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本社債の金額の  
100%で償還される。

#### (2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由(以下に定義する。)が発生した場合、発行会社はその選択によりかつ上記「公  
告の方法」に基づき本社債権者に45暦日以内30暦日以上での事前の公告(当該公告は取消することができな  
い。)をすることによりいつでも未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%に償還期  
日(その日を含む。)までの経過利息(もしあれば)を付して償還することができる。この場合、かかる  
償還は、適用あるMREL/TLAC規制(以下に定義する。)により許容されており、かつ関連規制当局(以下  
に定義する。)および/または関連破綻処理当局(下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義  
する。)の事前の許可があることを条件とする。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨  
または償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨(場合による。)の証明書  
を償還期日の5営業日(以下に定義する。)以上前に財務代理人に交付(当該交付は取消することができな  
い。)し、かかる証明書の写しは、財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財  
務代理人の本店において通常の営業時間内に本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償  
還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本書において、

「**適用ある銀行規制**」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関  
する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点にお  
いて効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、  
上記の一般性を制限するものではない。

「**適用あるMREL/TLAC規制**」とは、( )MREL(以下に定義する。)ならびに( )FSB TLACタームシート  
(以下に定義する。)に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法  
律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。( )および( )に記載されている諸原則を実施す  
る別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」  
とは、かかるすべての法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「**ポピュラー銀行傘下銀行**」は12の地方銀行、CASDEN/バンク・ポピュラーおよびクレディ・コオペ  
ラティブから成る14のポピュラー銀行を意味する。

「**営業日**」とは、銀行が東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日を  
いう。

「**ケス・デパーニュ(貯蓄銀行)**」とは、15のケス・デパーニュ・エ・ドゥ・プレボワヤンスを意味す  
る。

「FSB TLACタームシート」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力(TLAC)タームシート(その後の随時の改正を含む。)を意味する。

「グループBPCE」とは、BPCE S.A.グループ(以下に定義する。)、ポピュレール銀行傘下銀行、ケス・デパーニュ(貯蓄銀行)および一定の関連事業体を意味する。

「BPCE S.A.グループ」とは、発行会社およびその連結子会社ならびに連携事業体を意味する。

「MREL」とは、BRRD(下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。)第45条、単一破綻処理メカニズム規則第12条および2016年5月23日付委員会委任規則(EU)第2016/1450号に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」(または適用あるMREL/TLAC規制もしくは適用ある銀行規制に基づきこれを承継する基準)を意味する。

「MREL/TLAC不適格事由」とは、本社債のその時点での未償還の元本残高の全部または一部がMREL/TLAC適格金融商品(以下に定義する。)としての基準を完全には充足していないこと(ただし、MREL/TLAC適格金融商品としての基準を充足することができる非劣後債務の額に係る定量的制約を理由とする場合を除く。)を意味する。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日において合理的に予測可能である場合、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

「MREL/TLAC適格金融商品」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従って発行会社のMRELに算入可能であり、かつ発行会社のTLAC適格金融商品(FSB TLACタームシートの解釈の範囲内における)を構成する発行会社の金融商品(疑義を避けるために付言すると、自己資本を含む。)を意味する。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後継もしくは代替の機関、またはその他の当局をいい、発行会社の健全性の監視および監督ならびに/または発行会社およびグループBPCEに対する適用ある銀行規制の適用に第一義的な責任を有する破綻処理当局を含むが、これに限定されない。

### (3) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額(下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に定義する。)を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により、いつでも未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%に償還期日(その日を含む。)までの経過利息(もしあれば)を付して償還することができる(この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。)。ただし、償還期日は、かかる税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日より前とはされないものとする。

発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合には、発行会社は、その選択により、財務代理人に対し、その旨を、少なくとも30暦日前の書面による事前の通知を行い、かつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に14暦日以上前の公告を行った上で、本社債について支払義務を負う金額の全額の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日において、償還期日と定められた日(その日を含む。)までの経過利息(もしあれば)とともに未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で償還することができる(この場合、かかる償還は、適用ある

MREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。 )。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授権された役員1名が署名し、( )発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (口)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、( )発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択すること、( )当該償還期日、( )関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したこと、および( )発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できないことを記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14暦日前までに本社債権者にかかる事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、( )財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、( )財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### (4) 買入れ

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。この場合、かかる買入れは、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており(該当する場合)、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有し、転売しもしくは直ちに消却することができ、または保有し、転売しもしくは直ちに消却させることができる。

#### (5) 消却

消却のために買入れられたすべての本社債は、直ちに消却される。消却された、または、消却のために譲渡もしくはその所有権が放棄された(該当する場合)当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。

(6) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元本の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

### 「期限前償還条項付非上位円貨社債」

#### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本社債の金額の100%で償還される。

#### (2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由が発生した場合、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に45暦日以内30暦日以上事前の公告(当該公告は取消すことができない。)をすることによりいつでも未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%に償還期日(その日を含む。)までの経過利息(もしあれば)を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用ある

MREL/TLAC規制（以下に定義する。）により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨（場合による。）の証明書を償還期日の5営業日以上前に財務代理人に交付（当該交付は取消すことができない。）し、かかる証明書の写しは、財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店において通常の営業時間内に本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本書において、

「**適用ある銀行規制**」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「**適用あるMREL/TLAC規制**」とは、( )MREL（以下に定義する。）ならびに( )FSB TLACタームシート（以下に定義する。）に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。( )および( )に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「**ポピュレール銀行傘下銀行**」は12の地方銀行、CASDEN/バンク・ポピュレールおよびクレディ・コオペラティブから成る14のポピュレール銀行を意味する。

「**ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）**」とは、15のケス・デパーニュ・エ・ドゥ・プレボワヤンスを意味する。

「**FSB TLACタームシート**」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力（TLAC）タームシート（その後の随時の改正を含む。）を意味する。

「**グループBPCE**」とは、BPCE S.A.グループ（以下に定義する。）、ポピュレール銀行傘下銀行、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）および一定の関連事業体を意味する。

「**BPCE S.A.グループ**」とは、発行会社およびその連結子会社ならびに連携事業体を意味する。

「**MREL**」とは、BRRD（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第45条、単一破綻処理メカニズム規則第12条および2016年5月23日付委員会委任規則(EU)第2016/1450号に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」（または適用あるMREL/TLAC規制もしくは適用ある銀行規制に基づきこれを承継する基準）を意味する。

「**MREL/TLAC不適格事由**」とは、本社債のその時点での未償還の元本残高の全部または一部がMREL/TLAC適格金融商品（以下に定義する。）としての基準を完全には充足していないことを意味する。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日において合理的に予測可能である場合、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

「**MREL/TLAC適格金融商品**」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従って発行会社のMRELに算入可能であり、かつ発行会社のTLAC適格金融商品（FSB TLACタームシートの解釈の範囲内における）を構成する発行会社の金融商品（疑義を避けるために付言すると、自己資本を含む。）を意味する。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後継もしくは代替の機関、またはその他の当局をいい、発行会社の健全性の監視および監督ならびに/または発行会社およびグループBPCEに対する適用ある銀行規制の適用に第一義的な責任を有する破綻処理当局を含むが、これに限定されない。

### (3) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次回の支払機会に追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (口)」に定義する。）を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により、いつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。）。ただし、償還期日は、かかる税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日より前とはされないものとする。

発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合には、発行会社は、その選択により、財務代理人に対し、その旨を、少なくとも30暦日前の書面による事前の通知を行い、かつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に14暦日以上前の公告を行った上で、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日において、償還期日と定められた日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）とともに未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。）。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、( )発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (口)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、( )発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択すること、( )当該償還期日、( )関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したこと、および( )発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できないことを記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14暦日前までに本社債権者にかかる事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、( )財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、( )財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### (4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以内15暦日以上 の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることにより未償還の本社債の全部（一部は不可）を

任意償還日に本社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。

本書において、

「任意償還日」とは、（未定）年（未定）月（未定）日をいう。

#### (5) 買入れ

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。この場合、かかる買入れは、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており（該当する場合）、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有し、転売しもしくは直ちに消却することができ、または保有し、転売しもしくは直ちに消却させることができる。

#### (6) 消却

消却のために買入れられたすべての本社債は、直ちに消却される。消却された、または、消却のために譲渡もしくはその所有権が放棄された（該当する場合）当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。

(7) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元本の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

#### 担 保

本社債には担保および保証は付されない。

#### 本社債の地位

##### 「円貨社債」

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に従って発行され、上位優先債務（以下に定義する。）を構成する。

本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互間および発行会社のその他の上位優先債務の間で同順位であり、
- (b) 発行会社の非上位優先債務（以下に定義する。）および非上位優先債務に劣後する債務に優先し、
- (c) 法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後する。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、適用ある法律に従い、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

- (a) 法的優先権を有するかまたはその他の要因により上位優先債務に優先する現在および将来における請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の非上位優先債務ならびにその他の要因により上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先する。

本社債に係る担保提供制限はない。適用あるMREL/TLAC規制により許容される場合、発行会社は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、本社債をMREL/TLAC適格金融商品として扱うことができるが、本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもちや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務お

よび本社債権者の権利は影響を受けない。ただし、この場合、発行会社は、上記「償還の方法 - (2)」に従って本社債を償還することができる。

本書において、

「**非上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「**上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

#### 「**期限前償還条項付非上位円貨社債**」

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に従って発行され、非上位優先債務（以下に定義する。）を構成する。本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互間および発行会社のその他の非上位優先債務の間で同順位であり、
- (b) 発行会社の劣後債務（以下に定義する。）に優先し、
- (c) 発行会社の上位優先債務（以下に定義する。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後する。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に従い、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたはその他の要因により非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の劣後債務ならびにその他の要因により非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先する。

本社債に係る担保提供制限はない。本社債についての発行会社の意図は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、本社債がMREL/TLAC適格金融商品として扱われること、ならびに本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもはや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響を受けないことである。ただし、この場合、発行会社は、上記「償還の方法 - (2)」に従って本社債を償還することができる。

本書において、

「**非上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「**上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

「**劣後債務**」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣

後債務 (*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*) に優先するものをいう。

#### 財務上の特約

該当事項なし。

#### 社債権者集会

(1) 本社は日本法に準拠し同法に基づいて解釈されるため(ただし、フランス法に準拠し同法に従って解釈される上記「本社の地位」を除く。)、本社の債権者を代表する集団 (*masse*) に関連するフランス商法典およびフランス通貨金融法典の規定は、本社の債権者には適用されない。

(2) ( )本社のその時点での未償還総額の10分の1以上を保有する本社の債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合(かかる本社の債権者の請求には、振替機関または関連する口座管理機関(以下「**口座管理機関**」という。))により発行された当該本社の債権の保有を証する証明書(以下「**保有証明書**」という。)が付されるものとする。)または( )発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35暦日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社の債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社のために当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21暦日前までに本社の債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(3) 本社の債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社の債権者は当該本社の債権者の保有する(その時点で未償還の)本社の債権の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社の債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7暦日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社の債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社の債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社の債権の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(4) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社の債権者(以下「**議決権者**」という。)が保有する議決権の総数の2分の1超をもって可決される。ただし、下記の事項については特別決議(以下に定義する。)を要する。

(a) すべての本社の債権に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた債務の免除または和解(下記(b)に記載の事項を除く。)

(b) すべての本社の債権に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社の債権者の1名もしくは複数名の代表者(ただし、いずれも(その時点で未償還の)本社の債権の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。)(以下「**代表社債権者**」という。)または社債権者集会の決議により指名および授權されることのある社債権者集会の決議を執

行する者（以下「**決議執行者**」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の  
変更

「**特別決議**」とは、社債権者集会において、本社債のその時点での未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって可決される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (5) 上記のいかなる規定にもかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面でまたは（発行会社が電磁的方法によりその同意の表明を許可した場合は）電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。
- (6) 本「社債権者集会」に従って可決されたまたは可決されたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (7) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社がその時点で保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (8) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (9) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (10) 疑義を避けるために付言すると、消却、減額、転換および条件の変更は、ペイルイン権限（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

#### 準拠法および管轄裁判所

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、フランス法に準拠し、同法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除いて、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都に所在する弁護士である梅津立氏を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディングに所在のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りその時々において、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合はいつで

も、発行会社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

## 摘 要

### 1 法定の減額または転換

#### (1) 承認

本社債のその他の条件または発行会社と本社債権者の間でなされるその他の契約、取決めもしくは合意にかかわらず、各本社債権者（本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、本社債の各実質的保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、下記の内容を承認し、受諾し、同意し、承諾する。

(a) 関連破綻処理当局によって、その裁量においてなされるベイルイン権限の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服すること。

( ) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的減額

( ) 本支払金額の全部または一部の、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者への発行）（社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債権者は、本社債に基づく権利の代わりに、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務を受け入れることに異議なく同意する。

( ) 本社債の消却

( ) 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期限の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）。

(b) 社債の要項は、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、「**本支払金額**」とは、本社債の元本および未払いの経過利息（疑義を避けるために付言すると、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (口)」に基づき支払われるべき追加額（もしあれば）を含む。）（その時点までに消却またはその他の方法で既に支払義務を負わなくなっている場合を除く。）をいう。かかる金額は、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使より前に、支払期限が到来しているが支払われていない金額を含む。

#### (2) ベイルイン権限

本書において、「**ベイルイン権限**」とは、2014年6月12日付欧州連合官報に公表された金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付欧州議会および欧州連合理事会指令第2014/59/EU号（金融機関および投資会社の損失吸収および資本再構築力に関して指令第2014/59/EU号を改正する2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会指令(EU)第2019/879号ならびに指令第98/26/EC（その後の随時の改正または置き換えを含む。）またはフランス法に基づく実施規定（場合による。）によるその後の改正を含み、以下「BRRD」という。）の国内法制化（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）（その後の随時の改正を含み、以下「2015年8月20日

付政令」という。)に基づくものを含むが、これらに限定されない。)ならびに2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)第806/2014号(単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関および一定の投資会社に係る破綻処理に関する統一規則および統一手続を定めるとともに規則(EU)第1093/2010号を改正するものである。その後の随時の改正または置き換え(2019年5月20日付規則(EU)第2019/877号によるものを含む。))を含み、以下「**単一破綻処理メカニズム規則**」という。)に関連する、またはその他フランス法のもとで生じる、フランス共和国において有効な法律、規制、規則もしくは要件、ならびにその都度それらに基づき制定される指示、規則および基準であり、それらに従って規制対象会社(以下に定義する。)(もしくは当該規制対象会社の関連会社)の債務の減額(一部もしくは全部)、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他の何らかの改定、または規制対象会社(もしくは当該規制対象会社の関連会社)の有価証券の当該規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限をいう(破綻処理手続開始後のペイルイン・ツールの実施、破綻処理手続が開始される前破綻処理手続を伴わない減額または転換権限の実施に関連するものであるか否かを問わない。))。

本「**摘要 - 1 法定の減額または転換**」において、「**規制対象会社**」とは、2015年8月20日付政令により改正された、フランス通貨金融法典第L.613-34条第1項に規定される会社をいい、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国において設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

本書において、「**関連破綻処理当局**」とは、金融健全性規制・破綻処理機構(*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)(以下「**ACPR**」という。)、単一破綻処理メカニズム規則により設立された単一破綻処理委員会および/またはその時々においてペイルイン権限を行使するまたは行使に参加する権限を有するその他の当局(単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。)をいう。

### (3) **本支払金額の支払い**

本支払金額の返済または支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社またはそのグループ企業に適用されるフランス共和国および欧州連合における有効な法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許容される場合を除き、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が発行会社に関して行使された後は、いかなる本支払金額の返済または支払いも支払期限が到来せず、本支払金額は支払われないものとする。

### (4) **債務不履行事由の不存在**

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の結果としての本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行事由には該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済(衡平法上の救済を含む。)(当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。)を受ける権利をもたらすものではない。

### (5) **本社債権者に対する公告**

本社債に関し関連破綻処理当局によりペイルイン権限が行使された場合、発行会社は、当該ペイルイン権限の行使について、実務上可能な限り速やかに、書面で財務代理人に通知し、または財務代理人に通知が行われるようにする。財務代理人は、発行会社に代わって、当該ペイルイン権限の行使について、上記「**公告の方法**」に従い、実務上可能な限り速やかに本社債権者に対し公告を行う。発行会社によるかかる通知の遅延または懈怠は、ペイルイン権限および本「**摘要 - 1 法定の減額または転換**」の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記「**摘要 - 1 法定の減額または転換 - (1)**」に記載の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

## (6) 按分

関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、発行会社または関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、ペイルイン権限に基づく本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

## (7) 包括的条項

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」に規定の事項は、発行会社と本社債権者の間でなされるその他の契約、取決めまたは合意を排除するものであり、上記の事項に関して包括的に適用される。

## 2 信用格付

### 「円貨社債」

#### (イ) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「**信用格付業者**」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「**R&I**」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、2021年11月5日付で、R&Iから上位優先債に関し、A+の発行登録予備格付を得ており、本書提出日（2023年7月4日）現在、かかる発行登録予備格付に変更はない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

#### (ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「**ムーディーズ**」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「**S&P**」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「**フィッチ**」という。）（これらの格付業者はすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「**無登録格付業者**」という。））に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後に、本社債に関して、ムーディーズからA1の格付を、S&PからAの格付を、また、フィッチからAA-の格付を取得できる予定である。

(注) 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「**金商業等府令**」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチのそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/Pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/Pages/default_ja.aspx)））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

### 「期限前償還条項付非上位円貨社債」

#### (イ) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「**信用格付業者**」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、2021年11月5日付で、R&Iから非上位優先債に関し、Aの発行登録予備格付を得ており、本書提出日（2023年7月4日）現在、かかる発行登録予備格付に変更はない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

### (ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「**ムーディーズ**」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「**S&P**」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「**フィッチ**」という。）（これらの格付業者はすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「**無登録格付業者**」という。））に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後に、本社債に関して、ムーディーズからBaa1の格付を、S&PからBBB+の格付を、また、フィッチからA+の格付を取得できる予定である。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「**金商業等府令**」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチのそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](https://www.moodys.com/Pages/default_ja.aspx) ([https://www.moodys.com/Pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/Pages/default_ja.aspx))）の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および（）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

### 3 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合について期限の利益喪失を本社債にもたらす債務不履行事由は本社債には存在しない。ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由により清算された場合（統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。）、本社債は上記「本社債の地位」に記載した条件に従い、直ちに支払うべきものとなる。

#### 4 支払い

- (イ) 本社債の元本および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、( )当該本社債権者が機構加入者の場合には直接に、( )その他の場合には、当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元本または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免除される。
- (ロ) 本社債の元本または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元本または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、支払代理人は必要であればその旨を財務代理人に通知し、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし支払代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14暦日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (ニ) 支払いは、あらゆる場合において( )支払地において適用される財政またはその他の法令の適用を受け(ただし、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の規定について不利益を生じさせない。)、かつ( )1986年合衆国歳入法(以下「歳入法」という。)第1471(b)条に規定される同意、または歳入法第1471条から第1474条まで(またはこれらに基づく規制もしくは同意またはこれらの公的解釈)に基づき要求される同意、またはこれらの実施の円滑化のための合衆国と他の法域との間の政府間合意(またはかかる政府間合意を実施する法律)(以下「FATCA」と総称する。)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除が適用される。

#### 5 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元本、利息およびその他同様の収益の一切の支払いは、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局によりまたはその域内で、課され、賦課され、徴収され、源泉されまたは課税される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除も行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。
- (ロ) 本社債に関する利息の支払いにおいて、フランス共和国によりまたはフランス共和国のために課され、賦課され、徴収されまたは源泉される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課に関する源泉徴収または控除がフランス法上要求される場合も、発行会社は、その時点での法律が許容する最大限において、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額(以下「追加額」という。)を支払う。ただし、本社債に関する追加額は以下については支払われない。
- (a) 単に当該本社債を保有すること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者、または当該本社債権者もしくは実質所有者のための第三者。
- (b) FATCAに基づいて当該源泉徴収または控除が課される場合。

(八) 本書において利息には、本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 6 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期限未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元本および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の発行に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 7 時効

本社債の消滅時効は、元本については10年、利息については5年とする。

## 8 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

## 9 通貨の補償

本社債の元本、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、( )かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と( )かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個で独立の請求原因となり、その時々の本社債権者がいかなる猶予をしたかを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

## 10 相殺権の放棄

本社債権者は、放棄された相殺権（以下に定義する。）について、発行会社が発生事由のいかんによらず、直接または間接を問わず、当該本社債権者に対して有し、または有するもしくは取得することのある一切の権利、請求権または債権（疑義を避けるために付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約またはその他のあらゆる種類の証書に基づいて、またはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。）に対して、いかなる時点においてもこれを行使または主張することができ

ない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律が認める最大限の範囲ですべての放棄された相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるために付言すると、本「摘要 - 10 相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネッティング、補償、留置もしくは反訴の権利もしくは請求権を定めるように意図されておらず、またはこれらを認めていると解釈されてはならず、またかかる権利もしくは請求権が本「摘要 - 10 相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能であり、もしくは利用可能となりうると解釈されてはならない。

本「摘要 - 10 相殺権の放棄」において、「**放棄された相殺権**」とは、本社債に基づいて、またはこれに関連して、直接、間接を問わず発生する控除、相殺、ネッティング、補償、留置または反訴についての本社債権者の一切の権利または請求権を意味する。

## 11 フランスにおける課税上の取扱い

以下は、本社債の保有者であり、( )フランスの課税上フランス居住者ではない者、( )発行会社の株式を保有していない者に関連しうる源泉課税上の留意点に限られた要約である。当該要約は、本書提出時点でフランスの税務当局による有効かつ適用可能なフランス税法および規則に基づいており、すべては変更および/または異なる解釈(遡及効果を有する可能性がある。)に依拠する。当該要約は、一般的な情報のみであり、すべてのそれぞれ特有の状況における本社債の特定の保有者の本社債の購入、保有または処分決定に関連するフランスの課税上の留意点ではない。本社債への投資を検討する者または本社債の実質所有者はそれぞれ、自身の特有の状況における本社債への投資またはその所有および処分による課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

発行会社による本社債に関する支払い(利息収益およびその他の収益)は、フランス税法第238-0A条の範囲内でフランス国外の非協定の国または地域(*Etat ou territoire non coopératif*) (以下「**非協定地域**」という。)(フランス税法第238-0A条第2 bis項第2°号において言及される国または地域を除く。)で支払いがなされない限り、フランス税法第125A条3項に定める源泉徴収の対象とはならない。その場合は、一定の例外および二重課税条約により、より適切な条項がある場合はそれに従い、フランス税法第125A条3項に基づき75%の源泉徴収が適用される。

さらに、フランス税法第238A条に従い、当該本社債に関する利息収益やその他の収益は、仮にこれらの支払いが非協定地域に居住または定住している人に対して支払われ、渡された場合、または非協定地域内の金融機関の口座に支払われた場合には、発行会社の課税所得からの控除の対象にはならない(以下「**控除対象除外**」という。)。一定の状況下においては、かかる非控除の利息収益およびその他の収益は、フランス税法第109条以下に基づいて、みなし配当と再分類される場合がある。この場合、かかる非控除の利息収益およびその他の収益には、( )課税上のフランス居住者ではない個人が得る支払いについては12.8%の税率、( )課税上のフランス居住者ではない法人が得る支払いについては、フランス一般租税法第219条1第2項に規定される標準法人税率(すなわち、2022年1月1日に開始する事業年度については25%)、または( )フランス税法第238条-0A条第2 bis項第2°号において言及される国または地域を除く、フランス国外の非協定地域における支払いについては75%の税率で、フランス税法第119bis2条によって規定される源泉徴収税が課される場合がある(ただし、一定の例外や二重課税条約においてより適切な条項があればそれに従い課せられる。)

上述した内容に関わらず、発行会社が本社債の発行の主たる目的および効果が非協定地域において利息収益およびその他の収益についての支払いが行われることを許容したものでなかったことを証明することができる場合には、フランス税法第125A条3項に規定される75%の源泉徴収税も、(利息収益やその他の収益が純粋な取引に関連するものであってかつ標準から逸脱しまたは誇張された額でもないことを条件とし

て)控除対象除外(および控除対象除外の結果賦課され得うるフランス税法第119bis2条に規定される源泉徴収税)も、本社債の発行には適用されない(以下「**本例外**」という。)

ただし、*Direction Générale des Finances Publiques* (B01-INT-DG-20-50-30およびB01-INT-DG-20-50-20)の行政ガイドライン(*Bulletin Officiel des Finances Publiques - Impôts*)の下では、本社債の発行は発行会社の本社債発行の主たる目的と効果について証明することなく、当該本社債が以下の場合には、本例外の利益を享受できる。

- ( ) フランス通貨金融法典第L.411-1条の範囲内における、目論見書の発行が義務付けられる公募によって売り出された場合、または、非協定地域以外の国において類似の売出しに基づく公募によって売り出された場合。なお、この場合における「類似の売出し」とは、海外の証券市場当局に対して募集のための書類を登録や提出する必要がある売出しを意味する。および/または、
- ( ) フランスのまたは外国の規制対象の市場や多国間の証券取引システムにおいて取引することが認められている(ただし、当該市場やシステムが非協定地域に所在していない場合に限る。)場合、そして、当該市場の管理が市場管理者または、投資サービスプロバイダー、もしくは、類似の海外の団体によって運用されている場合(ただし、当該市場管理者、投資サービスプロバイダー、団体が非協定地域に所在していない場合に限る。)。および/または、
- ( ) 発行の段階において、フランス通貨金融法典第L.561-2条の範囲内において、中央信託機関もしくは証券デリバリー・支払システム管理者、または海外の類似の預託機構もしくは管理者(ただし、当該機構や管理者が非協定地域に所在していない場合に限る。)に取扱いが認められている場合。

## 12 日本における課税上の取扱い

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額(以下「**発行差益**」という。)ならびに本社債の譲渡により生ずる譲渡益は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および発行差益は、原則として日本国の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が本社債を日本国内において譲渡した場合、かかる譲渡から生ずる譲渡益については、原則として日本国の租税は課されない。日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定されまたは免除されることがある。

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

## 13 フランスに関する販売規制

共同主幹事会社は、それぞれ、本社債が、直接または間接を問わず、フランス共和国において公衆(適格投資家(*investisseurs qualifiés*))(規則(EU)第2017/1129号(以下「**目論見書規則**」という。))に定義される。)(以下「**適格投資家**」という。))を除く。))に募集、販売もしくはその他の方法によって譲渡されず、かつ今後もされる予定がないことに合意しており、また、本書または本社債に関するその他の募集資料は、フランス共和国において公衆(適格投資家を除く。))に配布されず、または配布させられず、かつ今後もされる予定はないことを表明および合意しており、かかる募集、販売および配布は、フランス共和国において適格投資家に対してのみなされる。

(A) 本社債の募集に関して、金融市場監視局(*Autorité des marchés financiers*)または欧州経済地域の別の加盟国の所轄官庁によって承認された目論見書(訂正、追補または補充を含む。)は作成されず、また、金融市場監視局(*Autorité des marchés financiers*)および発行会社に対して通知されていないこと、

ならびに(B)上記のとおりフランス共和国において本社債の募集および販売の対象となる投資家によって取得される本社債のフランス共和国における公衆への販売(直接または間接を問わない。)は、目論見書規則第1条第(4)項およびフランス通貨金融法典第L.411-2条第1°項の適用除外にのみ従ってなされることを投資家にここに通知する。

## 2【新規発行による手取金の使途】

<訂正前>

### (1)【新規発行による手取金の額】

未定。

### (2)【手取金の使途】

社債の発行による手取金は、必要に応じて随時、発行会社による一般資金調達目的(貸付、信用供与、投資を含むがこれに限定されない。)に使用される予定です。

<中略>

<訂正後>

### (1)【新規発行による手取金の額】

#### 「円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)円	(未定)円	(未定)円

#### 「期限前償還条項付非上位円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)円	(未定)円	(未定)円

### (2)【手取金の使途】

本社債の発行による差引手取概算額は、必要に応じて随時、発行会社の一般事業目的(貸付、信用供与、投資その他銀行業務を含むがこれに限定されない。)のために使用される。

<中略>

## 募集又は売出しに関する特別記載事項

### 本社債に関連するリスクファクター

#### 1 発行会社の債権者としての本社債権者のリスク

##### ペイルイン権限：

##### ・本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、ペイルイン権限に関し本社債に適用される条項について、上記「摘要 - 1 法定の減額または転換」を参照することを奨励する。

##### ・本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。

BRRDにより、関連ある破綻処理当局は、財務の安定性の保護および納税者の損失エクスポージャーの最小化のために、銀行危機に早期に対処するための共通の手段および権限を付与される。

関連破綻処理当局は、以下の判断を下した場合、グループBPCE等の金融機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・金融機関が破綻しているかまたは破綻するおそれがあり、
- ・代替手段によって破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ
- ・次の破綻処理目的の達成のためには破綻処理措置が必要であり、清算手続では失敗する可能性がある場合：( )重要な機能の継続を確保し、( )財務システムが大きく悪影響を受けることを避け、( )臨時の公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護し、( )顧客（特に預金者）の資金および資産を保護すること。

グループBPCEの中央機関と提携するすべての事業体（発行会社等）は、保証および連帯構造の利益を享受している。当該構造の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条および第L.512-107-6条に従い、すべての関連会社の流動性および支払能力を確保し、グループBPCE全体の財務上の連帯を構築することである。

この財務上の連帯は、法律上の連帯体制の設置を制定し、必要に応じてすべての現金および現金同等物ならびに出資しているすべての関連会社が利用できる資本を最大限利用することにより、財政難に陥っている関連会社および/またはグループBPCEのすべての関連会社の流動性または支払能力を回復させることを中央機関に義務付ける法規定に根ざしている。この徹底的な法律上の連帯の結果として、一または複数の関連会社が裁判所命令による清算の対象となったり、BRRDの意味における破綻処理措置の影響を受けたりする可能性はなくなり、すべての関連会社も影響を受けない。

裁判所命令による清算が必然的にすべての関連会社に影響を及ぼす場合、すべての関連会社の外部債権者は、特定の企業との関係性にかかわらず、そのランクおよび債権者順位に従って同一に扱われる。

破綻処理手続が開始された後、関連破綻処理当局は、当該金融機関の資本再構成または存続能力回復のために、一つまたは複数の破綻処理ツールを用いることができる。

破綻処理手続開始に関連して、かつこれに先立ち、または破綻処理手続を伴わないその他の特定の場合において、資本調達商品は減額または資本もしくはその他の金融商品に転換されることがある。関連破綻処理当局は、発行会社またはグループBPCEの実質破綻時に、恒久的に本社債を減額し、または本社債を資本（またはその他の持分証券）に転換することができる。対象となる資本調達商品には普通株式等Tier 1資本調達商品、その他Tier 1資本調達商品およびTier 2資本調達商品（劣後債等）が含まれる。

破綻処理手続が開始されると、関連破綻処理当局に付与される権限は「ペイルイン・ツール」（破綻処理の対象となっている金融機関（発行会社等）またはそのグループ（グループBPCE等）の適格負債

の減額（ゼロへの減額を含む。）または資本への転換を行う権限を意味する。）を含む。適格負債には資本調達商品として適格とされていない劣後債、無担保優先債務（円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債等）、および、保険対象外の預金または、担保が付されていないもしくはヘッジ目的で使用されることのない金融商品等、BRRDに従ってペイルイン・ツールの範囲から除外されないその他の負債が含まれる。ペイルイン・ツールは、資本調達商品でありかつペイルイン・ツールの適用時に未償還である負債にも適用される。上記「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、ペイルイン権限を実施する規定が記載されている。

破綻処理手続の開始後において、関連破綻処理当局は、ペイルイン・ツールに加え、破綻金融機関または（一定の場合には）そのグループに対しその他の破綻処理ツールを実施する広い権限を有している。関連破綻処理当局の権限には、発行機関の事業の全部または一部の売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該発行機関の置換または代理、負債証券の条件の変更（満期および/もしくは未払利息額の変更ならびに/または支払いの一時停止の要求を含む。）、金融商品の上場廃止および金融商品取引の承認の取消しが含まれ、当該権限により、本社債の一部または全部が減額または資本に転換される可能性がある。かかる破綻処理ツールと並行して、関連破綻処理当局は、関連する事業体が締結した契約に基づく支払義務および引渡義務ならびに担保提供が引き続き履行される限り、支払義務または引渡義務を一時停止することができる。また、発行会社もしくはグループBPCEの財務状況が悪化しているか、または悪化していると考えられる場合、これらの権限の行使が、本社債の市場価格を、これらの権限が存在しない場合と比較してより急激に減少させる可能性がある。

BRRDに従って、かつ上記「摘要 - 3 債務不履行事由の不存在」に基づき、グループBPCEに関して破綻処理手続が開始された場合、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、本社債権者は、債務不履行事由が起きたことを宣言し、本社債の満期を早め、社債の要項を修正し、または本社債に関してその他の執行権を行使する権利を有さない。

発行会社またはグループBPCEに関してBRRDに基づき何らかの措置を講じることにより、本社債権者の権利、本社債権者の本社債への投資の価格もしくは価値、および/または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の全部または大部分を失う可能性がある。

BRRDおよび関連事項に係る追加情報については、下記「破綻処理措置」を参照のこと。

結果として、BRRDに基づく何らかの権限が行使され、またはかかる行使が示唆された場合、本社債権者の権利、本社債への投資の価格または価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、かかる権限が存在しない場合よりも急速にかかる価格または価値が下落する可能性があり、かつ/または発行会社が本社債に基づき自らの義務を履行する能力を低下させる可能性がある。

2023年4月18日、欧州委員会は、中堅・小規模銀行に焦点を当てた、EUの既存の銀行危機管理および預金保険（CMDI）の枠組みを調整し、さらに強化する提案（以下「**欧州委員会提案**」という。）を採択した。最終的な改革により、（発行会社およびグループBPCE等の）金融機関に適用される現行の監督および破綻処理の権限に影響が及ぶ可能性がある。提案どおりに施行された場合、同提案の要素の一つが意味するのは、上位優先債務（円貨社債等）が発行会社の預金と同順位ではなくなることである。したがって、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）の場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、上位優先債務（円貨社債等）は、支払いを受ける権利において、発行会社およびグループBPCEのすべての預金者の請求権に劣後することとなる。このため、欧州委員会提案が施行された場合、上位優先債務（円貨社債等）の投資家はその投資額の全部または一部を失うリスクが高まることとなる。欧州委員会提案が施行されれば、円貨社債の格付の引下げにつながる

可能性もある。この点については、下記のリスクファクター「発行会社の信用格付の低下または格付手法の変更は本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。」も参照のこと。

#### **・振替制度における記録等**

ペイルイン・ツールの行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ペイルイン・ツールの行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ペイルイン・ツールの行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、ペイルイン・ツールに従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン・ツールの行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン・ツールが行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

#### **債務不履行事由の不存在**

社債の要項は債務不履行事由について規定していない。したがって、本社債権者はいかなる場合でも本社債の満期を早めることはできない。そのため、本社債に係る支払いが期限内に行われない場合、本社債権者は、その時点で本社債につき支払期限が到来している金額についてのみ請求することができる。

支払いの不履行があった場合、元本または利息の未払額の回収のために本社債権者が利用可能な唯一の救済手段は、かかる支払いを執行する手続を採ることであるが、これには時間も費用も掛かる可能性がある。そのため、利息または元本の支払いが大幅に遅延する可能性があり、また返済を求める本社債権者に悪影響が及ぶ可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）が言い渡された場合、または発行会社その他の理由により清算された場合（統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。）、本社債は直ちに支払うべきものとなる。

フランス法に基づく倒産手続については、下記リスクファクター「フランスの倒産法」を参照のこと。

#### **フランスの倒産法**

発行会社はフランス共和国に登録事務所を有する金融機関であり、フランスの倒産法の適用を受ける可能性がある。予防的再建の枠組み、債務および資格剥奪の免除、ならびに再建、支払不能および債務免除に関する手続きの効率化のための措置について定めるとともに欧州議会および欧州連合理事会指令(EU)第2017/1132号を改正する2019年6月20日付欧州議会および欧州連合理事会EU指令第2019/1023号を施行するために新たに制定された2021年9月15日付法令第2021-1193号（以下「**本法令**」という。）により改正されたフランスの倒産法に基づき、発行会社に関し、発行会社の債務の再編を目的とした保全手続（*procédure de sauvegarde*）、迅速保全手続（*procédure de sauvegarde accélérée*）または裁判所主導再建手続（*procédure de redressement judiciaire*）がフランス共和国内で開始された場合、本社債権者は、その権利が計画案によって影響を受ける範囲内で、対象当事者（以下に定義する。）として扱われ、対象当事者のクラスに割り当てられるものとする。ただし、

(迅速保全手続を除き)関連する手続開始の時点において、発行会社の従業員数が250人を超え、かつ発行会社の純利益が200万ユーロを超えるか、または純利益が(連結ベースの評価額で)40万ユーロを超えている場合に限る。この状況において、以下の規定(クロスクラス・クラムダウン・メカニズムを含む。)が本社債権者に適用される。

本法令に基づき、対象当事者とみなされ、したがって、計画案に対して投票する権利を有するのは、(i)計画案により、申立前の請求権または権利(本社債の返済条件等)に直接的な影響が及ぶ債権者(本社債権者を含む。)(以下「**対象債権者**」という。)および(ii)株主および債務者の株式資本に対して参加が認められる有価証券の保有者(ただし、債務者に対する持分、債務者の付属定款またはその権利が計画案により影響を受け、または修正される場合に限る。)(以下「**持分保有者**」といい、対象債権者とあわせて以下「**対象当事者**」という。)である。これらの者は、裁判所が任命した管理者が定めた客観的かつ検証可能な基準に基づき、経済的利益の十分な共通性を反映した対象当事者のクラスに集められるが、少なくとも、次の条件を満たしていなければならない。

- 無担保債権者および債務者の財産に対する担保権(*sûreté réelle*)から利益を受ける担保権者は、異なるクラスに分けられるものとする。

- 現行の劣後契約は、(対象当事者が、裁判所が任命した管理者に対し、適切に通知している限り)遵守されるものとする。

- 持分保有者は1つまたは複数の別個のクラスを形成する。

(裁判上の再建手続とは対照的に)債務者が作成した保全計画案は、裁判所が任命した管理者の協力を得て、保全措置において自己の競合する案を提示することができないクラスの対象当事者の投票(額面ベースでの3分の2以上の賛成票により可決)に付託される。

計画案の内容は、従前の制度の場合と同様に柔軟であり、特に、日程変更、債務の一部もしくは全部の償却、および/または債務の株式への転換を含むことができる。

保全計画案が対象当事者の各クラスにより承認された場合、裁判所は、反対する対象当事者に対する一定の法的保護が遵守されていることを確認した上で、当該計画案を承認する。当該法的保護には、特に、(i)同一のクラス内において、利益の十分な共通性を共有する対象当事者が、その請求権または権利について均等かつ比例的に扱われていること、(ii)(1つのクラス内における)一定の対象当事者が計画案に反対票を投じた場合において、いずれの対象当事者も、(当該計画の結果として)裁判上の清算、裁判所の命令に基づく処分計画、または当該計画が承認されなかった場合におけるより良い代替策と比較して、不利な状況にないこと、かつ、(iii)該当する場合、当該計画を実施するために新たな資金調達が必要であっても、対象当事者の利益を不当に損なわないことが含まれる。承認されると、計画はすべての当事者を拘束する。

裁判所は、債務者がキャッシュフロー上の支払不能を回避し、または事業の持続可能性を確保することを可能にする合理的な見込みがない場合、当該計画の承認を拒否することができる。

計画案がすべてのクラスの対象当事者による承認を得られなかった場合、当該計画は、前述の条件に加え、特に以下の条件を含む一定の法的条件(「クロスクラス・クラムダウン・メカニズム」として知られる。)を満たすことを条件として、(債務者の要請により、もしくは債務者の承認を条件として裁判所が任命した管理者の要請により(または裁判上の再建手続において対象当事者の要請によつてのみ))、反対する対象当事者のクラスにも課すことができる。

- 当該計画について、(i)無担保債権者より上位のクラスの債権者からなる対象当事者の過半数による承認、または、過半数による承認が得られない場合は、(ii)投票権を有する対象当事者のクラスのうち、持分保有者のクラスおよび継続企業として評価された債務者の企業価値に依拠すると、裁判上の清算もしくは裁判所の命令に基づく処分計画において適用される優先順位が適用される場合

に、支払いを受けることができないと合理的に推定することができるその他のクラス以外のいずれかのクラスによる承認が得られること。

- 下位のクラスが計画案に基づいて支払いを受ける権利または権益 ( *intéressement* ) を維持する権利を有する場合に、反対するクラスに属する対象当事者の請求を同一または同等の方法により、完全に満足させること ( 以下「**絶対優先の原則**」という。 ) 。例外として、債務者または ( 債務者と合意した上で ) 裁判所が任命した管理者の請求により、裁判所は、債務者の当該計画の目的を達成するため必要があり、かつ、当該計画が対象当事者の権利および利益を過度に害さないことを条件として、絶対優先の原則を無効とする決定をすることができる。

以上に照らすと、本社債権者が属する対象当事者のクラス内における本社債権者の反対票は、当該クラス内において、またはクロスクラス・クラムダウン・メカニズムの適用により無効となる可能性がある。

本社債権者の請求権が、裁判所により、10年までの間に消滅するリスクは、保全手続または裁判上の再建手続において対象当事者のクラスが形成されない場合、または裁判上の再建手続 ( のみ ) におけるクラス別の協議手続に従っていかなる計画も採択されない場合にのみ存在する。

疑義を避けるために付言すると、上記「社債権者集会」に規定される本社債権者の集会に関する条項は、当該条項がかかる状況に適用される強制倒産法の条項に準拠しない限り、適用されない。

発行会社がフランスの倒産法の適用を受ける場合、上記手続により、返済を求める本社債権者に対し悪影響が及ぶ可能性があり、本社債権者は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

フランス法の下で実行可能な破綻処理手続については、上記リスクファクター「**本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。**」を参照のこと。

#### **社債の要項は非常に限定的な特約を包含している。**

上記「本社債の地位」に規定のとおり、本社債に関する担保提供制限は存在しない。また、社債の要項では、発行会社が発行することができる期限前償還条項付非上位円貨社債に優先する債務証券の金額および発行会社が発行することができる円貨社債または期限前償還条項付非上位円貨社債と同順位である有価証券の金額について制限を設けていない。かかる債務証券または有価証券の発行は、発行会社が清算された場合に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性がある。社債の要項に基づき、発行会社は、通常、その資産の一部または実質的に全部を他の法人または事業体に売却またはその他処分することを認められている。発行会社とその多額の資産を処分する決定をした場合、本社債権者は、本社債の繰上償還を宣言する権利がなく、かかる資産をもはや本社債の償還の原資とすることができなくなる。

また、本社債により、発行会社は、追加債務の負担に係る財務比率を遵守すること、またはその他追加債務を負担する発行会社もしくはその子会社の能力を制限することを義務付けられておらず、また、本社債により、投資もしくは買収のために現金を使用する発行会社の能力、または配当金の支払い、株式の買戻しもしくはその他株主に対する現金の分配を行う発行会社もしくはその子会社の能力は制限されない。こうした行為は、発行会社の債務 ( 本社債の債務を含む。 ) 返済能力に対して、潜在的に影響を与える可能性があり、そのため、本社債権者に悪影響が及ぶ可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

## **2 本社債の市場および信用格付に関連するリスク**

### **本社債に係る活発な流通市場/売買市場の欠如**

本社債は広く流通しない可能性のある新発の証券であり、本社債について活発な売買市場が存在しないこともあり得る。本社債の新規発行後に本社債が売買される場合に、実勢金利、類似証券の市場状

況、一般的経済状態および発行会社の財政状態によっては、当初公募価格を割り込んで取引される可能性がある。したがって本社債の売買市場の発展または流動性については不確実である。その結果、投資家が直ちにあるいは自らの期待利回りを実現できる価格で本社債を売却できない場合もある。そのため、本社債権者に悪影響が及ぶ可能性があり、その結果、投資家は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

#### **発行会社の信用格付の低下または格付手法の変更は本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。**

1社または複数の独立格付機関が本社債について発行会社の信用格付を付与することがあり得る。発行会社の信用格付は、本社債を含むその債務についての発行会社の支払能力の評価である。このため発行会社の信用格付の現実の引下げまたは見込まれる引下げは、本社債の時価に影響を与える可能性がある。

信用格付は、ストラクチャー、市場、上述の追加的要因および本社債の価格に影響を与え得るその他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的影響を反映していない可能性がある。信用格付は、有価証券の購入、売却または保有の推奨ではなく、格付は信用格付機関により随時変更され撤回される。また信用格付機関は、本社債に類似した特徴を有する証券の格付手法を将来変更する可能性もある。こうした変更にはある発行会社の優先証券に付与されている格付と本社債に類似した特徴を持つ証券に付与されている格付との関連性（しばしば「ノッチング（差異化）」と呼ばれる）を含む場合がある。格付機関が将来かかる証券の格付慣行を変更し、かつ/または本社債の格付がその後引下げられ、変更され、停止され、または撤回された場合には、本社債の取引価格に対して著しいマイナスの影響を与える可能性があり、その結果、投資家は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

#### **本社債の市場価格**

本社債の市場価格は発行会社の信用力および多くの追加要因（指数、市場の金利および利回りの変動ならびに満期日までの残存期間を含むが、これに限られない。）に影響される。

本社債の価格は、資本市場全般に影響を与える要因を含めて、フランス共和国、英国およびその他の地域の経済、金融および政治における出来事（英国のEU離脱を含む。）をはじめとする相互に関連する多くの要因に依存する。本社債権者が満期前に本社債を売却できる価格は、発行価格または本社債権者により支払われた購入価格を（場合によっては大幅に）割り込む可能性があり、結果的に本社債への投資額の一部が失われる可能性がある。

### **3 本社債の特定の発行のストラクチャーに関連するリスク**

#### **(a) 期限前償還リスク**

##### **本社債の期限前償還により本社債権者の予想利回りが予想比大幅に下回る可能性がある。**

期限前償還条項付非上位円貨社債に係る社債の要項は、上記「償還の方法 - (4)」に従い、発行会社はその選択により期限前償還することができる（かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。）旨規定している。

また、MREL/TLAC不適格事由、源泉税務事由（以下に定義する。）またはグロスアップ事由（以下に定義する。）の発生以後、発行会社は、その選択により、社債の要項に従い、いつでも円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債の全部（一部は不可）を元本金額に未払いの経過利息を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可があることを条件とする。）。

発行会社が本社債の償還を選択できる期間中または償還を選択した期間中において、当該本社債の市場価格は、償還可能な価格を大幅に上回らないものとなる可能性がある。発行会社が上記のいずれか

の状況において本社債を償還する場合には、償還金が当該本社債の時価を下回る時点または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点で本社債が償還される可能性があるというリスクが存在する。そのような状況では、投資家は償還金を関連する本社債と同等の有効な金利で類似の有価証券に再投資することができず、再投資できるのはより低い利率のものに限られる可能性がある。これは、本社債への投資額の一部を失う可能性のある本社債権者に対して、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

「源泉税務事由」とは、本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合をいう。

「グロスアップ事由」とは、発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合をいう。

**発行会社は、グロスアップ事由が発生した場合でも本社債の償還を行う義務はない。**

グロスアップに係る義務（社債の要項に基づくものを含む。）が、一般的に、フランス法に基づき執行可能であるか否かは不確定である。本社債に基づく支払義務（上記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額を支払う義務を含む。）が、フランス法に基づき違法または執行不可能であると判示された場合、発行会社は、本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。したがって、グロスアップ事由が生じた場合に発行会社が本社債の償還を行わない場合、本社債権者が受け取る金額が支払われるべき満額の金額を下回る可能性があり、またかかる本社債の市場価格および/または流動性は悪影響を受ける。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

**本社債に基づくグロスアップに係る義務の制限**

社債の要項に基づく何らかの支払いについて税金の源泉徴収または控除が行われる場合、上記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額を支払う義務は、本社債の利息の支払いにのみ適用され、本社債の元本の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が本社債の元本の支払いに適用される範囲で、社債の要項に基づく追加額を支払う義務を負わない。したがって、源泉徴収または控除が本社債の元本の支払いに適用される場合、本社債権者が受け取る金額が本社債に基づいて償還時に支払われるべき満額の元本金額を下回る可能性があり、またかかる本社債の市場価格は悪影響を受ける可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

**(b) 本社債の地位および適格性に関連するリスク**

**期限前償還条項付非上位円貨社債は非上位優先債務であり、一部の債務に劣後する。**

期限前償還条項付非上位円貨社債に基づく発行会社の債務は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に定める意味における非上位優先債務を構成する。期限前償還条項付非上位円貨社債は、その規定上、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務であると明示されるが、裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）の場合は、発行会社の上位優先債務の支払いとの優先関係においては劣後する。発行会社の上位優先債務は、2016年12月11日（非上位優先債務を規定している版のフランス通貨金融法典第L.613-30-3条の施行日）時点で残存するすべての預金債務、デリバティブおよびその他金融契約にかかる債務、非劣後負債証券、ならびにフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条の意味における非上位優先債務として明示

されていない2016年12月11日以降に発行されたすべての非劣後負債証券または優先負債証券（円貨社債等の上位優先債を含む。）が含まれる。

結果として、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、期限前償還条項付非上位円貨社債の本社債権者の支払いを受ける権利は、発行会社の現在および将来におけるすべての上位優先債務（円貨社債等の上位優先債を含む。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての約束の保有者に対する全支払いに劣後する。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）に当たり、発行会社の現在および将来におけるすべての上位優先債務（円貨社債等の上位優先債を含む。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての約束の支払いが不完全な場合、期限前償還条項付非上位円貨社債に係る発行会社の債務は消滅し、関連する本社債権者は期限前償還条項付非上位円貨社債への投資額を失うこととなる。

発行会社が追加で上位優先債務を負担することに制限はない。その結果、発行会社が裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）を開始する場合、期限前償還条項付非上位円貨社債の支払いを行う前に上位優先債務について多額の支払いを行うことになる。

また、発行会社が破綻処理を開始した場合、発行会社の適格債務（期限前償還条項付非上位円貨社債を含む。）はペイルインの対象となる。すなわち、裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）において適用される優先順位により（当該適格債務の全部もしくは一部が）減額され、またはエクイティ証券もしくは他の金融商品への転換が行われる可能性がある。期限前償還条項付非上位円貨社債のような非上位優先債務は上位優先債務に劣後するため、期限前償還条項付非上位円貨社債は発行会社の現在または将来の上位優先債務に関して減額または転換が行われるのに先立ってその全額が減額または転換される。これについては、上記リスクファクター「ペイルイン権限：本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。」を参照のこと。

結果として、期限前償還条項付非上位円貨社債の本社債権者は、上位優先債務の保有者と比べて大幅な追加リスクを負い、発行会社が破綻処理または裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）を開始した場合に投資額の全部または大部分を失う可能性がある。

#### **MREL/TLAC適格金融商品としての本社債の基準は不確実性を伴う。**

上記「本社債の地位」に規定のとおり、期限前償還条項付非上位円貨社債は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、MREL/TLAC適格金融商品となることを意図されており、適用あるMREL/TLAC規制により許容される場合にのみ、発行会社は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、円貨社債もMREL/TLAC適格金融商品として扱うことができる。

FSB TLACタームシートに定められているTLACの概念を実施するために、CRR（以下に定義する。）およびBRRDにより、FSB TLACタームシートが実施され、MRELの適格性に関する要件が変更される。発行会社は、社債の要項はCRRおよびBRRDと整合していると考えているが、CRRおよびBRRDはまだ完全に解釈されていない。そのため、TLAC要件の実施または適用あるMREL/TLAC規制におけるMRELの適格性に関する要件への変更の影響を完全に評価することはまだ不可能である。その結果、MREL/TLAC不適格事由が発生した場合、社債の要項に従い、発行会社は本社債を任意で期限前償還することができるようになる可能性があり、これにより本社債への投資額の一部を失う可能性がある本社債権者に重大な悪影響を与える可能性がある。上記リスクファクター「本社債の期限前償還により本社債権者の予想利回りが予想比大幅に下回る可能性がある。」を参照のこと。

「CRR」とは、2013年6月27日付欧州連合官報に公表された金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第575/2013号（その後の随時の改正、またはそれに代わり発効するその他の規則（レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務の

要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央清算機関へのエクスポージャー、集団投資事業へのエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示要件に関して規則(EU)第575/2013号ならびに規則(EU)第648/2012号を改正する2019年5月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第2019/876号によるものを含む。)を含む。)をいう。

### **(c) 金利リスク**

#### **本社債の価格は変動する可能性がある。**

固定利付社債への投資は、その後の市場金利の変動が本社債の価格に悪影響を与える可能性のあるリスクを伴う。

将来の市場における金利の変動を予想することは困難であるが、かかる変動は本社債の価格に著しい悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、流通市場において本社債を売却する本社債権者がその当初の投資額の一部を失うこととなる可能性がある。

#### **「ベンチマーク」に係る改革および規制は、期限前償還条項付非上位円貨社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。**

金融商品および金融契約のベンチマークとして使用される指数、または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために使用される指数に関する規則(EU)第2016/1011号(その後の改正を含む。)(以下「ベンチマーク規制」という。)は、2016年6月29日に欧州の官報において公表され、2018年1月1日以降、ベンチマーク規制の規定の大部分が適用されている。

ベンチマーク規制は、「ベンチマーク」の提供、「ベンチマーク」への入力データの拠出、およびEU内における「ベンチマーク」の使用に適用される。ベンチマーク規制は、特に、(i)ベンチマーク管理者に対して、認可もしくは登録され(または、EU外を拠点とするベンチマーク管理者の場合には、同等の制度に従うか、または、その他の方法で承認もしくは是認され)、「ベンチマーク」の管理に関する広範な要件を遵守する(または、EU外を拠点とするベンチマーク管理者の場合には、同等の要件に従う)ことを要求し、(ii)認可/登録されていない(または、EU外を拠点とするベンチマーク管理者の場合には、同等の制度に従っていないとみなされていない、または承認もしくは是認されていない)管理者の「ベンチマーク」をEUの監督対象事業体が一定の目的で使用することを防ぐものである。

特に、ベンチマーク規制の要件を遵守するために「ベンチマーク」に係る手法またはその他の条件が変更された場合、ベンチマーク規制は本社債に重大な悪影響を与える可能性がある。かかる変更は、とりわけ、公表された金利または「ベンチマーク」の水準を低下もしくは上昇させ、またはその変動に影響を与える可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。

ベンチマーク規制はさらに、2021年2月10日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第2021/168号(以下「改正規制」という。)によって改正された。改正規制は、一定の状況において、一定のベンチマークの法定の代替を指定する権限を欧州委員会または関連する各国の所轄官庁に付与することにより、一定のベンチマークの中止または終了に対処するための調和のとれたアプローチを導入するものである。かかる代替は、(期限前償還条項付非上位円貨社債等の)契約および金融商品に限定される。法定の代替ベンチマークは、期限前償還条項付非上位円貨社債の価値または流動性および収益にマイナスの影響を与え、該当する時点において意図したとおりに運用されない可能性や、中止されたまたは利用不可能なベンチマークとは異なるパフォーマンスを示す可能性がある。加えて、この改正規制は委任規則を通じてさらなる改正の対象となっており、第三国のベンチマークに適用される経過規定は2023年末まで延長される(必要に応じて、欧州委員会はこの期間をさらに2025年末まで延長する権限を与えられている。)。したがって、かかる法改正の潜在的な影響に関連した不確実性が存在する。

さらに幅広く見れば、国内外もしくはその他の「ベンチマーク」に係る改革案または「ベンチマーク」の規制当局による一般的な審査の増加により、「ベンチマーク」の管理またはその設定に参加するための、またかかる規制または要件を遵守するための費用およびリスクが増大する可能性がある。こうした要因は、一定の「ベンチマーク」に次のような影響を与える可能性がある。すなわち、(i)市場参加者が一定の「ベンチマーク」を継続的に管理し、もしくはこれに寄与することを阻害する、(ii)一定の「ベンチマーク」において使用される規則もしくは手法の変更を引き起こす、または(iii)一定の「ベンチマーク」の消滅につながる、といった影響である。国内外もしくはその他の改革案またはその他のイニシアティブもしくは調査に起因する上記の変更またはその他の派生的変更は、本社債の価値および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **リセット条項付社債 - ベンチマークの廃止**

期限前償還条項付非上位円貨社債に関連する一定の状況（該当するベンチマーク（またはその構成部分）の管理停止を含む。）において、フォールバックに関する取決めには以下の可能性が含まれる。

(A) 該当する利率（またはその構成部分（該当する場合））は、発行会社により任命された独立アドバイザーにより決定された後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を参照して設定または決定（該当する場合）することができ、または、発行会社が（合理的な努力を尽くしても）独立アドバイザーを任命することができない場合、もしくは発行会社により任命された独立アドバイザーが当該決定を行わない場合は、期限前償還条項付非上位円貨社債に関連して上記「利息支払の方法 - (2)」において規定された利率を適用する。

(B) 当該後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）は、該当する独立アドバイザーが（必要に応じて）調整することができる。

いずれの場合においても、独立アドバイザーは、社債の要項に詳細に記載されるとおり、誠実かつ商業上合理的な方法で行為する。

後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）の適用に関して、本社債権者の同意は必要とされない。また、後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を適用するために行われる社債の要項（またはその他の文書）のその他の該当する調整および/または修正に関して、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関業務規程等の許容する範囲内で、本社債権者の同意は必要とされない。

上記「利息支払の方法 - (3)」において規定される一定の状況において、改定後利率適用期間（後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）が決定されない場合を含む。）の最終的なフォールバックは、改定後利率適用期間に上記「利息支払の方法 - (2)」において規定された利率を使用することである。さらに、発行会社が、後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）の適用によりMREL/TLAC不適格事由が生じるか、または関連規制当局および/もしくは関連破綻処理当局が、満期日ではなく、次の利払日を期限前償還条項付非上位円貨社債の有効な満期日として扱うであろうと判断する場合、適用利率は、発行会社の選択により、上記「利息支払の方法 - (2)」において規定された利率とすることができる。

さらに、後継レートおよび代替参照レートの入手可能性に関する不確実性ならびに独立アドバイザーの関与により、該当するフォールバックに関する規定が該当する時期において意図したとおりに運用されない可能性がある。

こうした影響は、期限前償還条項付非上位円貨社債の価値および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。

さらに、上記の事項または該当する金利の設定もしくは存在にその他の著しい変更があった場合には、発行会社が期限前償還条項付非上位円貨社債に係る義務を履行する能力に影響を与え、または期

限前償還条項付非上位円貨社債の価値または流動性ならびにこれに基づく支払金額に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。投資家は、上記の状況においては、独立アドバイザーが該当する後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を調整する裁量権を有することに留意すべきである。かかる調整は予想外の商業的結果をもたらす可能性があり、また、各本社債権者に固有の状況のために、かかる調整が各本社債権者にとって有利でない可能性がある。

**利率確認事務取扱者は、期限前償還条項付非上位円貨社債の収益、価値および市場に影響を与え得る決定および選択を行う権限を有する予定であり、または有する可能性がある。**

社債の要項に基づき、利率確認事務取扱者は、期限前償還条項付非上位円貨社債の利率について、一定の決定、判断および選択を行うことができる。利率確認事務取扱者は、その単独の裁量により、かかる決定、判断または選択を行い、利率確認事務取扱者が行うかかる決定、判断または選択は、期限前償還条項付非上位円貨社債に関して支払われるべき利息の金額に影響を与える可能性がある。社債の要項に基づく利率確認事務取扱者による裁量権の行使（当該利率確認事務取扱者が行使するあらゆる裁量権を含むがこれに限定されない。）は、利益相反をもたらす可能性がある。必要な決定、判断および選択を行うに当たり、発行会社の代理人として行為する利率確認事務取扱者は、影響を受けた本社債の保有者の利益に反する経済的利益を有する可能性があり、当該決定、判断または選択が、期限前償還条項付非上位円貨社債の収益、価値および市場に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 破綻処理措置

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会はBRRDを採択した。BRRDの目的は、関連破綻処理当局（発行会社およびグループBPCEに関しては、欧州中央銀行またはACPRのいずれかを指す。）に対し、財務の安定性の保護および納税者の損失エクスポージャーの最小化のために、銀行危機に早期に対処するための共通の手段および権限を与えることにある。BRRDは、2015年8月20日付政令によりフランス共和国において実施された。BRRDは、金融機関および投資会社の損失吸収力および資本再構築力に関してBRRDを改正するものであるが、2019年6月7日付の欧州連合官報において公表され、2019年6月27日に発効した。

BRRDは、実施銀行セクターの破綻処理制度に関する2020年12月21日付法令第2020-1636号（以下「**本法令**」という。）によりフランス共和国において実施されている。本法令は、特に、CRRが定義する自己資本（以下「**自己資本**」という。）に基づく請求権が、倒産状態において、自己資本に基づかないその他の請求権より低い優先順位を有することを保証するために、EU加盟国に各国の倒産法の修正を義務付けるBRRD第48条(7)を実施している。本法令によりかかる規定が国内法制化されたことで、倒産手続においてフランスの金融機関に適用される債権者の請求権の順位を規定する規則が修正された。かかる規定が発効する前に発行された発行会社の劣後債務および超劣後債務は、そのすべてまたは一部が自己資本として現在認識され、または従前から認識されている場合、契約上の順位を維持する。

フランス通貨金融法典の新第L.613-30-3条第1-5°項は、2020年12月28日以降、金融機関の自己資本ではない負債を自己資本と同順位とすることはできないと規定している。

したがって、2020年12月28日以降に発行された発行会社の劣後債務または超劣後債務が発行会社のTier 2資本またはその他Tier 1資本調達商品から完全に除外される場合には、かかる劣後債務または超劣後債務のために劣後債務内に新たな順位が創設されており、かかる劣後債務または超劣後債務は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-5°項に準拠するために、発行会社のTier 2資本調達商品およびその他Tier 1資本調達商品に優先することとなる。

本法令の発効日前に発行会社が発行したすべての劣後社債または超劣後社債であって、そのすべてまたは一部が発行会社の自己資本として現在認識され、または従前から認識されているものは、かかる劣

後社債または超劣後債務が未償還である限り、それらの契約条件に基づいて、発行会社のTier 2資本調達商品またはその他Tier 1資本調達商品（場合による。）として順位付けられる。

### 破綻処理

BRRDおよびBRRD に従い、関連破綻処理当局は、以下の判断を下した場合、発行会社のグループ等の金融機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・ （客観的要素に基づき）金融機関が破綻しているかまたは破綻するおそれがあり、
- ・ 代替手段によって破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ
- ・ 次の破綻処理目的の達成のためには破綻処理措置が必要であり、清算手続では失敗する可能性がある場合：（ ）重要な機能の継続を確保し、（ ）財務システムが大きく悪影響を受けることを避け、（ ）臨時の公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護し、（ ）顧客（特に預金者）の資金および資産を保護すること。

金融機関の破綻とは、継続的な許認可の要件を遵守していない場合、債務その他の負債を期日に支払うことができない場合、臨時の公的財政支援を必要とする場合（一定の例外あり）または負債の額が資産の額を上回っている場合を意味する。

破綻処理手続が開始された後、関連破綻処理当局は、下記のとおり、当該金融機関の資本再構成または持続能力回復のために、一つまたは複数の破綻処理ツールを用いることができる。破綻処理ツールは、株主がまず損失分を負担し、次にその他Tier 1金融商品およびTier 2資本調達商品として適格な資本調達商品の保有者、その後債権者が通常の倒産処理手続における債権の順序に従い損失分を負担することになるように実行される（一定の例外あり。）。フランス法には、「債権者は、通常の倒産処理手続を適用した場合よりも不利にならない（no creditor worse off than under normal insolvency proceedings）」原則（かかる原則により、破綻処理の対象となっている金融機関の債権者は、金融機関が清算手続に基づき解散した場合に被るであろう損失を上回る損失を被ることはない。）を含め、特定の破綻処理ツールおよび方策が実施された際の一定の保全措置も規定されている。

フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に従い、上位優先債務（円貨社債等）の保有者は、現在、発行会社およびグループBPCEの預金者と同順位となっている。2023年4月、欧州委員会は、EUの既存の銀行危機管理および預金保険（CMDI）の枠組みを調整し、さらに強化するため、BRRDを改正する提案を発表した。提案どおりに施行された場合、上位優先債務（円貨社債等）は、発行会社およびグループBPCEの預金と同順位ではなくなり、その代わりに、上位優先債務（円貨社債等）は、支払いを受ける権利において、発行会社およびグループBPCEのすべての預金者の請求権に劣後することとなる。詳細については、上記「本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。」を参照のこと。

### 執行制限

BRRD第68条は、フランス共和国において国内法制化されており、発行会社に関する破綻処理手続の開始を含む一定の危機回避策および危機管理策は、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、それだけでは発行会社に対する契約上の執行権または発行会社の債務を修正する権利を生じさせないと規定している。したがって、発行会社に関して破綻処理手続が開始された場合、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、本社債権者は、執行措置を講じ、または社債の要項を修正する権利を有さない。ただし、かかる権利は、いかなる場合も、本社債に係る債務不履行事由の不存在により制限される。

BRRD は、かかる要件を関連破綻処理当局が決定した支払停止および引渡義務にまで適用する。

### 財政連帯構造

上記の破綻処理措置ならびに発行会社に関する危機回避策および危機管理策の執行に記載された規定は、グループBPCEの財政連帯構造の観点から読まれるべきものである。

グループBPCEについては、グループBPCEの中央機関と提携するすべての事業体は、保証および連帯構造の利益を享受している。当該構造の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条および第L.512-107-6条に従い、すべての関連会社の流動性および支払能力を確保し、グループBPCE全体の財務上の連帯を構築することである。

この財務上の連帯は、法律上の連帯体制の設置を制定し、必要に応じてすべての現金および現金同等物ならびに出資しているすべての関連会社が利用できる資本を最大限利用することにより、財政難に陥っている関連会社および/またはグループBPCEのすべての関連会社の流動性または支払能力を回復させることを中央機関に義務付ける法規定に根ざしている。この徹底的な法律上の連帯の結果として、一または複数の関連会社が裁判所命令による清算の対象となったり、BRRDの意味における破綻処理措置の影響を受けたりする可能性はなくなり、すべての関連会社も影響を受けない。

裁判所命令による清算が必然的にすべての関連会社に影響を及ぼす場合、すべての関連会社の外部債権者は、特定の企業との関係性にかかわらず、そのランクおよび債権者順位に従って同一に扱われる。

### 資本調達商品の減額および転換

破綻処理手続開始に関連して（かつこれに先立ち）または下記の（破綻処理手続を伴わない）その他の特定の場合において、資本調達商品は減額または資本もしくはその他の金融商品に転換されることがある。対象となる資本調達商品には普通株式等Tier 1金融商品、その他Tier 1金融商品およびTier 2資本調達商品が含まれる。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始条件が充足されていると判断した場合、発行金融機関もしくはそのグループの存続能力が減額もしくは転換に依存している場合、または発行金融機関もしくはそのグループが臨時的公的支援を必要としている場合（一定の例外あり）、資本調達商品の減額または資本もしくはその他の金融商品への転換を行わなければならない。また、（ ）発行金融機関もしくはそれが所属するグループが破綻しているかもしくは破綻するおそれがあり、当該破綻の回避のために減額もしくは転換が必要な場合、（ ）金融機関の存続能力が減額もしくは転換に依存している（かつ合理的な観点から、別の措置（破綻処理措置を含む。）によって発行金融機関もしくはそのグループの破綻を合理的な期間内に回避することができない）場合、または（ ）発行金融機関もしくはそのグループが臨時的公的支援を必要としている場合（一定の例外あり）、資本調達商品の元本を減額し、または資本もしくはその他の金融商品に転換することができる。発行金融機関の破綻は、上記の方法により決定される。グループの破綻は、客観的な証拠（グループの自己資本を激減させるおそれのある大幅な損失の負担等）に基づき、かかるグループが連結自己資本比率に関する規制に違反するかまたはかかる違反が近いうちに発生するおそれがある場合に、発生するまたは発生するおそれがあると考えられる。

これらのうち一つまたは複数の条件が充足された場合、普通株式等Tier 1金融商品がまず減額されるか、債権者に移転され、また、金融機関が破綻処理に入り、その純資産がプラスの場合は、その他の資本調達商品および適格負債の転換により大幅に希薄化される。その後、その他の資本調達商品（まずはその他Tier 1金融商品で、次にTier 2資本調達商品）は減額されるかまたは普通株式等Tier 1金融商品もしくはその他の金融商品に転換される（かかる金融商品も減額される可能性がある。）。

## ベイルイン・ツール

破綻処理手続が開始されると、関連破綻処理当局に付与される権限はベイルイン・ツールを含む。ベイルイン可能な負債には、すべての対象負債（資本調達商品として適格とされていない劣後債、無担保非上位優先債務（期限前償還条項付非上位円貨社債等）および無担保上位優先債務（円貨社債等）を含む。）が含まれる。ベイルイン・ツールは、資本調達商品でありかつベイルイン・ツールの適用時に未償還である負債にも適用される。

関連破綻処理当局が、ベイルイン可能な負債についてベイルイン・ツールを行使できるのは、以下の優先順位に従い資本調達商品がまず減額されるかまたは資本もしくはその他の金融商品に転換されてからである：（ ）普通株式等Tier 1金融商品が最初に減額される。（ ）その他Tier 1金融商品が減額または普通株式等Tier 1金融商品に転換される。（ ）Tier 2資本調達商品が減額または普通株式等Tier 1金融商品に転換される。これを受けて、ベイルイン・ツールは、以下のとおりベイルイン可能な負債を減額または転換するために使用できる：（ ）資本調達商品以外の劣後債商品（2020年12月28日以後に発行され、Tier 2資本調達商品から完全に除外された適格除外劣後社債を含み、2020年12月28日以後に発行され、その他Tier 1金融商品から完全に除外された超劣後債務を含む。）が、通常の倒産処理手続における債権の順位に従い減額または普通株式等Tier 1金融商品に転換される。（ ）その他のベイルイン可能な負債（円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債を含む。）が、通常の倒産処理手続における債権の順位に従い減額または普通株式等Tier 1金融商品に転換される（この目的上、発行会社の場合、期限前償還条項付非上位円貨社債は円貨社債に劣後する。）。

上記により、劣後社債が破綻処理手続の開始に先立って全額減額または転換されなかった場合でも、関連破綻処理当局が破綻処理の一環としてベイルイン・ツールの実施を決定したときは、かかるTier 2資本調達商品の元本金額が最初に全額減額または資本に転換されなければならない。また、従前Tier 2資本調達商品から転換された普通株式等Tier 1金融商品も、ベイルイン・ツールの適用の結果、減額されることがある。

ベイルイン・ツールが行使された場合はまた、本社債が全額（すなわちゼロまで）もしくは部分的に減額され、または普通株式もしくはその他の持分証券に転換される。

### その他の破綻処理措置

ベイルイン・ツールに加え、関連破綻処理当局は、破綻金融機関または（一定の場合には）そのグループに対しその他の破綻処理措置を実施する広い権限を有しており、それには以下のものが含まれる（が、これに限定されない。）：当該金融機関の事業の全部または一部の第三者または承継金融機関への売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該金融機関の置換または代理、負債証券の条件の変更（満期および/もしくは未払利息額の変更ならびに/または支払いの一時停止の要求を含む。）、金融商品の上場廃止および金融商品取引の承認の取消し、取締役および/もしくは経営者の解任および/もしくは交代、または一時的な管理者（*administrateur spécial*）の任命および新たな株式もしくは自己資本の発行。

関連破綻処理当局は、自らの権限を行使する場合、破綻処理対象の当該グループまたは金融機関の状況および関連破綻処理当局の決定が欧州経済地域の関係加盟国に与える影響を考慮しなければならない。

< 中略 >

## 第3【その他の記載事項】

< 訂正前 >

該当事項なし。

< 訂正後 >

発行登録目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。なお、本社債の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回円貨社債(2023)

ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回期限前償還条項付非上位円貨社債(2023)

注：発行会社は、円貨社債および/または期限前償還条項付非上位円貨社債を単数または複数本立てで起債する予定である。」

また、発行登録目論見書の表紙裏以下に以下の記述を記載する。

「下記「円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の各見出しの下に定義された用語は、関係見出しの下に記載される社債に係る用語を指します。

#### 「円貨社債」

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておられません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「**本社債権者**」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「**証券法**」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売り付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。

#### 「期限前償還条項付非上位円貨社債」

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておられません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「**本社債権者**」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売り付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に従って発行され、非上位優先債務（以下に定義します。）を構成します。本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互間および発行会社のその他の非上位優先債務の間で同順位であり、
- (b) 発行会社の劣後債務（以下に定義します。）に優先し、
- (c) 発行会社の上位優先債務（以下に定義します。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後します。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に従い、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたはその他の要因により非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の劣後債務ならびにその他の要因により非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先します。

「**非上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいいます。

「**上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいいます。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成します。

「**劣後債務**」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés" または engagements subordonnés de dernier rang*）に優先するものをいいます。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。」

## 第二部【参照情報】

< 訂正前 >

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2021年度）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

2022年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2022年度中）（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

2022年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年10月2日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2022年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2022年12月6日に関東財務局長に提出。

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2022年12月6日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

変更すべき事項は、以下の通りである。

## 2 【事業等のリスク】

半期報告書「2.1 主要な指標」に記載される内容を下記の通り修正する。

### 自己資本および健全性比率

#### 自己資本および損失吸収力



	2022年9月30日 時点の要件	2022年9月30日 時点の 実際の水準 <sup>(1)</sup>
CET1比率	9.52% <sup>(2)</sup> (FCB)	15.1%
自己資本比率合計	13.52% <sup>(2)</sup> (FCB)	18.1%
TLAC比率	21.52% <sup>(2)</sup> (FCB)	24.3% <sup>(3)</sup>
劣後MREL比率	21.52% <sup>(4)</sup> (FRB)	24.3% <sup>(3)</sup>
MREL比率合計	25.03% <sup>(4)</sup> (FRB)	30.8%

(1) 2022年9月30日時点の推定値。

(2) 「ピラーIIガイダンス」を除く。

(3) グループBPCEは、TLAC/劣後MRELの要件を満たすために、資本要件規則第72b条(3)で規定されている上位優先債務を用いるという可能性を放棄することを選択した。

(4) 2022年度の要件。

## 財務構造:規制目的上の自己資本の変動および完全適用時の比率

(単位:十億ユーロ)	2022年9月30日	2021年12月31日
親会社の持分所有者に帰属する持分	81.8	78.9
親会社の持分所有者に帰属する持分における 複合証券の消却 非支配持分 <sup>(1)</sup>	0.2	0.2
のれんおよび無形固定資産	(5.2)	(4.8)
予想損失額/引当金の差異	(0.2)	(0.2)
ピラーIIに基づく超過バックストップの控除	(1.0)	(0.6)
IPC	(1.0)	-
その他規制上の調整	(5.1)	(3.7)
普通株式等Tier-1資本	69.5	69.8
その他Tier-1資本	-	-
Tier-1資本	69.5	69.8
Tier-2資本	14.5	13.7
T2規制上の調整	(0.8)	(0.8)
資本合計	83.2	82.7

規制目的上の自己資本(単位:十億ユーロ)



- (1) 2022年9月30日時点の非支配持分(健全性の観点からの定義)は、規制に基づく控除後のオナーからの部分のみを考慮している。  
(2) 健全性の観点からの修正再表示後の準備金。

## 財務構造:MDAトリガー基準

2022年度	ピラーI 要件	ピラーII 要件	資本保全 バッファ	G-SBI バッファ	カウンター シクリカル バッファ	合計
SREP CET1要件	4.80%	1.80%	2.80%	1.00%	0.02%	9.82%
SREP Tier-1要件	8.00%	1.80%	2.80%	1.00%	0.02%	11.02%
SREP 総資本要件	8.00%	2.00%	2.80%	1.00%	0.02%	13.82%

2021年 12月31日	実際の水準	2022年度の SREP要件	SREP要件との差 (ベース・ポイント)
CET1	15.8%	9.82%	628
Tier-1	15.8%	11.02%	478
資本合計	18.7%	13.82%	622
MDAトリガー基準との 差=SREPとの3つの 差のうちの最小値			478
MDAトリガー基準			11.02%



2022年9月30日	ピラーI 要件	ピラーII 要件	資本保全 バッファ	G-SBI バッファ	カウンター シクリカル バッファ	合計
SREP CET1要件	4.80%	1.80%	2.80%	1.00%	0.02%	9.82%
SREP Tier-1要件	8.00%	1.80%	2.80%	1.00%	0.02%	11.02%
SREP 総資本要件	8.00%	2.00%	2.80%	1.00%	0.02%	13.82%

2022年 9月30日	実際の水準	SREP要件	SREP要件との差 (ベース・ポイント)
CET1	15.1%	9.82%	528
Tier-1	15.1%	11.02%	408
資本合計	18.1%	13.82%	430
MDAトリガー基準との 差=SREPとの3つの 差のうちの最小値			408
MDAトリガー基準			11.02%

MDAトリガー基準を上回る十分なバッファ:406ベース・ポイント

## 財務構造:健全性比率および信用格付

	2022年9月30日 <sup>(1)</sup>	2021年12月31日	2020年12月31日
リスク加重資産合計	461十億ユーロ	441十億ユーロ	431十億ユーロ
普通株式等Tier-1資本	69.5十億ユーロ	69.8十億ユーロ	69.0十億ユーロ
Tier-1資本	69.5十億ユーロ	69.8十億ユーロ	69.0十億ユーロ
資本合計	83.2十億ユーロ	82.7十億ユーロ	78.2十億ユーロ
普通株式等Tier-1比率	15.1%	15.8%	16.0%
Tier-1比率	15.1%	15.8%	16.0%
自己資本比率合計	18.1%	18.7%	18.1%

(1) 2022年9月30日時点の推定値(現在、取消不能な支払コミットメントが資本から控除されている。)

長期上位優先債の信用格付 (2022年11月9日)	
FitchRatings	AA- ネガティブな見通し
MOODY'S	A1 安定的な見通し
R&I	A+ 安定的な見通し
STANDARD & POORS	A 安定的な見通し

## TLAC/MREL比率

TLAC<sup>(1,2)</sup>比率(リスク加重資産に占める割合)MREL<sup>(1,2)</sup>比率(リスク加重資産に占める割合)

(1) 2022年9月30日時点での推定値。

(2) グループBPCEは、TLAC/劣後MRELの要件を満たすために、資本要件規則第72b条(3)で規定されている上位優先債務を用いるという可能性を放棄することを選択した。

(3) 2015年11月9日付の金融安定理事会のTLACタームシートに基づく。

(4) 2022年度の要件。

< 後略 >

< 訂正後 >

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

## 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2022年度)(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

2023年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年10月2日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項について、以下に掲げる事項を除き、発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

変更すべき事項は、以下の通りである。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書の「(1) 発行会社に関するリスク」の記載事項を下記の記載に差し替える。

(1) 発行会社に関するリスク

リスク・ファクター

グループBPCEが事業を営む銀行業および金融業にかかる環境は、グループBPCEを多数のリスクに晒し、これらのリスクを統制および管理するため、グループBPCEはより要求の高い、かつ厳格な方針を実施することを義務付けられている（2017年6月14日付の「プロスペクタス3」として知られる規則（EU）第2017/1129号第16条（リスク・ファクターに関する規定が2019年7月21日に発効）を参照のこと。）。

グループBPCEが晒されているリスクの一部は以下のとおりである。但し、これは、グループBPCEが事業を行う際または事業運営を行う環境を検討する際に負うすべてのリスクの包括的な一覧ではない。以下に記載されているリスクは、グループBPCEにとって重要かつ特有のリスクであり、その事業、財政状態および/または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。以下に挙げるリスク分類のそれぞれについて、グループBPCEがこれまでで最重要と考えるものを冒頭に挙げている。

以下に示すリスクはこれまでにBPCE S.A.グループおよびBPCE S.A.の事業に悪影響を及ぼす可能性があることが確認されている。

### **戦略、事業およびエコシステム・リスク**

**グループBPCEは、政治環境、マクロ経済環境および金融環境または同グループが事業を行う国々に特有の状況による影響を受けやすい場合がある。**

グループBPCEの一部の企業は、カントリーリスク（外国（とりわけ、拡大当行グループが事業を行う国々）における経済状況、財政状況、政情または社会的状況が、かかる企業の経済的利害に影響を及ぼすリスク）を負っている。グループBPCEは、事業を主にフランス（2022年12月31日までの年度における銀行業務純収益の81%）および北米（2022年12月31日までの年度における銀行業務純収益の11%）内で行っている。その他の欧州諸国および世界のその他諸国における2022年12月31日までの年度における銀行業務純収益は、それぞれ4%および4%を占める。第6「経理の状況」3「その他」(1)グループBPCEのIFRS連結財務書類2022年12月31日現在の注記12.6「国別所在地」は、各国において設立された企業を挙げ、設立国ごとの銀行業務純収益および税引前利益の内訳を記載している。

かかる国または地域における政治的またはマクロ経済的環境の大幅な変化により追加的な費用が発生するか、またはグループBPCEの利益が減少する可能性がある。

2023年3月に金融不安に係るリスクが突如再燃したが、幸い2007年～2008年に発生したサブプライム・ローン危機ほどの影響は生まず、この数ヶ月の間に再び急激に目立ってきた流動性にかかる問題のような脆弱な分野が他にも明らかとなる事態には、現在のところ至っていない。米国において発生した過去50年間で最大規模の銀行破綻3件のうち2件によってもたらされた信用不安が、欧州のシステム上重要なグローバル銀行30行のうち1行に波及した。当該破綻（SVB、シグネチャーおよびクレディ・スイス）は、マネジメント・エラーならびに多額の無担保かつ不安定な預金、金利リスクに対する不適当なヘッジ、テクノロジーおよび暗号資産に係る事業体への過度なエクスポージャー、または信用力の低下といった特定の状況と結びついている。より根本的には、当該破綻は当該銀行のバランスシートにおける資産と負債の残存期間のミスマッチに端を発するものである。また究極的な原因は、1980年にポール・ボルカーが指揮した利上げ以来最速のペースとなった政策金利の上昇により、金利曲線全体が押し上げられたことにある。かかる金利の上昇により、多くの債券の価値が15～20%下落し、預金流出に直面する銀行にとっては特に危険な含み損を生んだ。既に著しく悪化していた世界の経済状況にさらなる打撃を加えることとなったかかる金融上の大変動は、真の「クレジット・クラッシュ（信用収縮）」手続の実施には必ずしもつながらないかたちで、民間業者への信用の分配にさらに歯止めをかける可能性が高い。それでも、バンキング・システムの置かれている状況は2008年に比べ良いと考えられ、特に欧州においては、キャピタリゼー

ション比率および流動性比率は大幅に強化されており、預金に対する貸付金残高の割合は低くなっている。さらに、中央銀行は流動性確保のためのセーフティネットを拡大した。またユーロ圏の銀行は、米国の同等の銀行と比べバランスシート上の債券を少なく抑えるよう、いっそう厳しく監督されている。

金融不安に係るリスクの復活や自然災害が発生する可能性とは別に、解消すべき不均衡の程度（財市場および労働市場における需要と供給とのミスマッチ、公的債務および民間債務、予想のインフレメカニズム、地理的およびセクター的状況の不均質性）は、多くの重複する世界的リスクと相まって、先進国経済を常に下降スパイラルに陥れる可能性がある。現在までのところ、これらの複合的な脅威は主に、地政学的および健康上の不確実性（サプライチェーンおよびバリューチェーンに関するリスク、ロシア・ウクライナの軍事情勢の進展および対ロシア制裁、台湾と中国の緊張の高まり、イランの核兵器の保有可能性、中国のゼロコロナ政策終了後のインフレの再燃）、特に米国における保護貿易主義的な動向（CHIPS法（270十億ドル）および2022年8月に成立したインフレ抑制法（IRA）（370十億ドル）は、いずれもマイクロプロセッサ産業および再生可能エネルギーに対して大規模な補助を行なう。）、相次ぐ金融引き締めおよび予算支援の縮小による悪影響の遅延、ならびに特にエネルギー危機が再発した場合のユーロ圏における天然ガスおよび電力に関する契約再交渉に関連している。より具体的には、地理的近接性から、ウクライナ戦争の進展によって、特にパンデミック以降、急速に繰り返される危機の連続に直面して不透明感、恐怖および疲弊が継続している。さらに、4月上旬に台湾付近にて大規模軍事演習を開始した中国は、完全な再統一のために台湾を再統合する望みを有していることを改めて黙示的に主張した。これは特に台湾海峡を通じた貿易の流れをはじめ、世界経済に対して深刻なリスクをもたらすものである。当該水域は世界の半数近くのコンテナ船によって利用されており、東アジアの電気製品工場（特に半導体）と世界各地をつないでいる。また当該水路は大陸に天然ガスおよび石油を供給する役目も担っている。

さらに、現在のインフレおよびその経済に対する影響、または2008年度の金融危機、2011年度における欧州のソブリン危機もしくは大規模な地政学的危機のような深刻な経済混乱の発生は、特に混乱が市場の流動性欠如を特徴としグループBPCEの資金調達活動を困難にする場合は、あらゆるグループBPCEの活動に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。特に、一部のリスクは、外的な性質により自然な経済サイクルにおいては発生しない。影響としては、世界中の企業債務（レバレッジ・ローン市場など）に関連する信用リスクの増大、そして新型コロナウイルス感染症の更なる悪化の脅威、またはより長期的な影響としては気候変動がある。2008年および2011年における過去2回の大規模な金融危機においては、金融市場は様々なイベント（原油および商品価格の下落、新興国市場における景気減速、株式市場の混乱が含まれるが、これに限定されない。）の結果として大きく変動し、その結果グループBPCEのいくつかの事業（主に証券取引および金融サービス）に直接的もしくは間接的な影響が及んだ。

同様に、ロシア連邦のウクライナ侵攻に伴い引き起こされた武力紛争が、グループBPCEが融資した取引先の経済活動に直接的または間接的に悪影響を与え、特にこの地理的地域における事業活動の中断により、グループBPCEの追加費用の発生やグループBPCEの利益を減少させる重大な変化を構成している。ちなみに、2022年12月31日現在、ウクライナの取引先は、91百万ユーロの総エクスポージャーに相当する35百万ユーロの損失を被った。ロシアの取引先は、1,088百万ユーロの総エクスポージャーに相当する85百万ユーロの損失を被った。これらのエクスポージャーは、2022年12月31日現在のグループBPCEの貸付金および債権（顧客および銀行向け）の償却原価ベースの総残高939十億ユーロからすると非常に限定的なものである。

詳細については、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」3(3)「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」3(3).1「2022年度の重要な事象」3(3).1.1「経済および金融環境」、3(3).3「グループBPCE」および3(3).4「グループBPCEの見通し」を参照のこと。

**感染症（新型コロナウイルス感染症など）の世界的流行のリスクおよびその経済的影響により、拡大当行グループの事業運営、業績および財政状態が引き続き悪影響を受ける可能性がある。**

2019年末の新型コロナウイルス感染症の出現と世界的流行の急速な広がり、複数の事業セクターの経済状況に悪影響を及ぼし、経済プレイヤーの財政状態の悪化を引き起こし、金融市場を混乱に陥れた。これに対応して、影響を受けた多くの諸国が感染症予防対策(国境閉鎖、ロックダウン対策、特定の経済活動の制限など)の実施を余儀なくされた。政府（保証付ローン、税金および社会扶助など）および銀行（支払猶予）の制度が整備された。一部のカウンターパーティーは、この前例のない時期から弱体化する可能性がある。

経済・社会活動を支援するための大規模な財政・金融政策措置が2020年から2022年にかけて実施された。とりわけフランス政府により企業および専門家顧客、個人顧客のための政府保証付ローン、短期間の就労措置、その他多くの財政的、社会的、各種料金の支払いに関する措置が実施され、また欧州中央銀行により潤沢かつ低コストの非常に大規模なリファイナンス・プログラムが実施された。グループBPCEは、顧客を財政的にサポートし、この危機による業務や収入への影響を顧客が克服できるように支援するために、フランスの政府保証付ローン制度に積極的に参加してきた（特定の専門家顧客および零細企業/中小企業に対する融資の6ヵ月の自動繰延べなど）。しかしながら、こうした措置は、感染の世界的流行が経済に及ぼす悪影響を相殺し、または長期的に金融市場を完全に安定化させるに十分であることを保証するものではない。特に、国が保証したローンの返済は、国が保証していない部分を上限として、借り手の債務不履行およびグループBPCEの財務上の損失につながる可能性がある。

**グループBPCEは、BPCE 2024戦略プランの目的を達成できない可能性がある。**

2021年7月8日、グループBPCEは、BPCE 2024戦略プランを発表した。これは、次の3つの戦略的優先事項を中心に構成されている：(i)ウィニング・スピリット（5つの優先分野で新たに1.5十億ユーロの収益を上げることで達成する。）、(ii)顧客（リレーションシップモデルを適合して最高のサービスを顧客に提供することで達成する。）および(iii)気候（ネットゼロへの道筋の一環である具体的かつ計測可能な取組みを通じて達成する。）。BPCE 2024戦略プランは、次の3つの主要原則に基づいている：(i)シンプルであること（グループBPCEは効率性と顧客満足を追求しているため、さらなるシンプルさを目指す。）、(ii)革新的であること（グループBPCEは起業家精神を原動力としており、進行中の変化の現実を認識しているため、イノベーション能力を高めている。）、(iii)安全であること（グループBPCEのコミットメントは長期的なアプローチであるため、その取組みの対象を踏まえた事業展開モデルの安全性を優先している。）。これらの戦略目標は、コロナ禍の状況の中で策定され、ファンダメンタルのトレンド（特にデジタル化、ハイブリッドワーク、エネルギー転換）の指標および促進要因としての役割を果たしており、景気回復の中で顧客を支援するとともに健康危機からの脱却に向けたプロジェクトをサポートすることで事業展開を加速したいというグループBPCEの願いを反映している。BPCE 2024戦略プランの成功は、グループBPCEの様々な事業ラインにおいて実施される非常に多くの取組みが基となる。これらの目標

の多くは達成可能であるが、必ずしもすべてが達成されるというわけではない。またどの目標が達成できないかを予測することもできない。BPCE 2024戦略プランは多額の投資を必要とするが、プランの目標が達成されない場合には、これらの投資からのリターンは期待を下回る可能性がある。グループBPCEがBPCE 2024戦略プランで定めた目標を達成できない場合、その財政状態および業績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

**気候リスクの物理的および遷移要素は、経済プレイヤーへの影響とともに、グループBPCEの業務、収益および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。**

気候変動に関連するリスクは、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスクを含む既存のリスクを悪化させる要因である。特に、BPCEは物理的および遷移気候リスクに晒されている。これらのリスクは、イメージリスクや風評リスクを伴う可能性がある。

物理的リスクは、気候変動に関わる極端な気象現象(熱波、土砂崩れ、洪水、晩霜、火災および嵐など)の深刻度と増大した頻度、ならびに気候の長期にわたる緩やかな変化(降雨パターンの変化、極端な気候変動、海面上昇および平均気温の上昇など)に起因する経済的コストと財務上の損失の増大をもたらす。その範囲と規模における影響は広範囲に及ぶ可能性があり、グループBPCEに関わる様々な地理的地域および経済セクターに影響を及ぼす可能性がある。例えば、毎年フランス南東部を襲うセブノール現象は、建物、工場およびオフィスなどの浸水を招き、拡大当行グループの顧客のビジネスを停滞させ、または不可能にする場合がある。さらに、物理的な気候リスクは、グループBPCEの法人顧客のバリューチェーンに沿って広がる可能性があり、それが債務不履行につながり、その結果、グループBPCEに財務上の損失をもたらす可能性がある。これらの物理的気候リスクは増大する可能性が高く、グループBPCEに多額の損失をもたらす可能性がある。

遷移リスクは、低炭素経済への適応プロセスに関連している。排出削減のプロセスは、金融資産の価値や企業の収益性に影響を及ぼし、経済のあらゆるセクターに多大な影響を与える可能性が高い。法人であれ個人の顧客であれ、経済プレイヤーのためのこのエネルギー遷移に関わるコストの増加は、債務不履行の増加につながり、グループBPCEの損失を大幅に増加させる可能性がある。例えば、フランスでは、2019年11月8日に施行された「エネルギーと気候に関する法律」により、エネルギー効率の極めて低い不動産の売却や賃貸が2023年以降制限され、2028年以降は完全に制限される見通しである。したがって、グループBPCEの顧客によっては、かかる物件の売却や賃貸を想定した改修工事を計画する必要がある。このリスクは、グループBPCEの顧客が費用のかかる工事を行うことができず、その結果、予算の均衡のために必要な財務運営を行うことができなくなることにある。したがって、グループBPCEのこれらの顧客は支払不能に陥る可能性があり、その場合、グループBPCEは大きな財務的損失を被ることになる。

**グループBPCEは、買収またはジョイント・ベンチャーに対してグループBPCEの管理方針を適応し、実行し、統合する上で困難に直面する可能性がある。**

買収は、グループBPCEの現行の戦略の主軸ではないが、拡大当行グループは、将来において買収またはパートナーシップの機会を検討する可能性がある。グループBPCEは、潜在的な買収またはジョイント・ベンチャー案件を綿密に審査するものの、すべての面において包括的な審査を行うことは通常実現可能ではない。その結果、グループBPCEは、当初に予期しなかった債務を管理しなければならない可能性がある。

同様に、買収先企業またはジョイント・ベンチャーが期待したほどの業績をあげない、期待されていたシナジーのすべてもしくは一部が実現しない、または取引により費用が予想以上にかかるおそれがある。また、グループBPCEは、新企業との統合において困難に直面する可能性もある。発表された買収の失敗、または新企業もしくはジョイント・ベンチャーの統合の失敗は、グループBPCEの収益性に負担をかける可能性がある。かかる状況は、主要従業員の離脱につながる可能性がある。グループBPCEが主要従業員を引止めるための奨励金を提供せざるを得なくなった場合には、費用増加および収益性の低下を招くおそれがある。ジョイント・ベンチャーは、グループBPCEの支配下でないシステム、統制および社員に依拠する可能性があり、この観点から、負債、損失または風評被害を受ける可能性があり、グループBPCEに付加的リスクや不確実性をもたらすおそれがある。加えて、グループBPCEとジョイント・ベンチャーのパートナーとの間における対立または不一致は、ジョイント・ベンチャーにより達成することを目的としている利益に悪影響を及ぼすおそれがある。2023年3月31日現在、持分法適用会社に対する投資合計は、1.6十億ユーロとなった。詳細については、第6「経理の状況」3「その他」(1)グループBPCEのIFRS連結財務書類2022年12月31日現在の注記12.4「パートナーシップおよび関連会社」を参照のこと。)

**フランス（グループBPCEの主要な市場）または海外における激しい競争は、純利益および収益性を減少させるおそれがある。**

グループBPCEの主要な事業ラインは、フランスおよび主な事業を行うその他の国々において非常に競争の激しい環境の下で事業ラインの活動を行っている。この競争は、合併および買収または提携および協定のいずれかによる統合により激化している。統合は、グループBPCEのように、保険、貸付および預金から仲介、投資銀行業務およびアセット・マネジメントにわたる、幅広い商品およびサービスを提供する能力がある多くの企業を創り出した。グループBPCEは、取引の執行、提供する商品およびサービス、革新性、評判ならびに価格を含む様々な要因において、その他の企業と競合している。グループBPCEが、魅力的かつ収益性のある商品およびサービスの提供によってフランスまたはその他の主要市場において競争力を維持することができない場合、特定の主要な事業ラインのマーケットシェアを失う、または一部もしくはすべての業務において損失を被るおそれがある。

例えば、2022年12月31日の時点で、グループBPCEは、中小企業向け銀行としてフランスで首位の座にあり<sup>(1)</sup>、個人顧客向け銀行としては第2位であり<sup>(2)</sup>、住宅資金貸付のシェアで26.2%を有する<sup>(2)</sup>。2023年3月31日の時点で、リテール・バンキングおよび保険事業部では、顧客貸付金残高は706十億ユーロ、顧客預貯金は662十億ユーロに達した。

さらに、世界経済やグループBPCEの主要市場における経済の減速は、特に価格圧力の増加とグループBPCEおよび競合他社の活動量の縮小を通じて競争圧力を高める可能性が高い。また、より競争力のある新たな競合他社が、別個のもしくはより柔軟な規制やその他の健全性比率の要件に従って、市場に参入する可能性もある。これらの新規参入者は、より多くの競争力ある商品・サービスを提供することができるようになる。技術の進歩や電子商取引の拡大は、カスタディアン以外の機関が銀行の商品と従来みなされていた商品・サービスを提供し、また金融機関やその他の企業が電子証券取引を含む電子的インターネット・ベースの金融ソリューションを提供することを可能にしている。これらの新規参入者は、グループBPCEの商品・サービスの価格に下方圧力をかけ、またはグループBPCEの市場シェアに影響を及ぼす可能性がある。技術の進歩はグループBPCEの事業ラインの市場に予想外の急速な変化をもたらす可能性がある。

グループBPCEの競争力、純利益および収益性は、その事業活動または戦略をこれらの変化に応じて適切に  
適応させることができないことが判明した場合は、悪影響を受ける可能性がある。

(1) 合計浸透率は53% (第1位) (出典: 2021年のKantar-SME-SMI調査)

(2) リテールの市場シェア: 世帯貯蓄の21.9%、一般世帯向け住宅ローンの26.2% (フランス銀行2022年度第3四半期)。リテール顧客の  
全体浸透率は29.7% (第2位) (SOFIA Kantar調査、2021年3月)。専門家顧客: 専門家顧客および個人起業家における浸透率は38.4%  
(第2位) (ペビットCSAの2020-2021年の調査)。

グループBPCEに有能な従業員を引きつけ維持する能力は、グループBPCEの事業の成功にとって重要であ  
り、それができなければ業績に影響をきたす可能性がある。

グループBPCE企業の従業員は、拡大当行グループの最も貴重な資産である。金融サービス業界の多くの  
分野において、適格な従業員を引きつける競争は激しい。グループBPCEの利益および業績は、自らが新た  
な従業員を引きつけ、既存の従業員を維持し動機付ける能力にかかっている。経済環境の変化(特に、銀  
行セクターの従業員の賃金を制限することを目的とした課税およびその他の措置。)は、グループBPCEが  
その従業員をユニット間で異動させること、または特定の事業ラインの従業員数を削減することを余儀な  
くさせる可能性がある。これらの異動は、従業員が新たな職務に適応するために必要な時間による一時的  
な混乱を引き起こし、経済環境の改善からの恩恵を受けるグループBPCEの能力を制限する可能性がある。  
これは、グループBPCEが販売または効率に関する潜在的な機会を利用することを妨げる可能性があり、そ  
の結果その業績に影響を及ぼすおそれがある。

2022年12月31日現在のグループBPCEの従業員数は合計99,800名であった。当事業年度中に8,700名の正  
社員が採用された(詳細については、第2「企業の概況」5「従業員の状況」(2)「グループBPCE」を参  
照のこと。)

## 金融リスク

著しい金利変動はグループBPCEの銀行業務純収益および収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEが所定の期間において回収した純金利差益は、その銀行業務純収益の重大な部分を占めて  
いる。したがって、後者の変動はグループBPCEの収益性に重大な影響を及ぼす。資源のコストならびに資  
産収益率の条件および特に新規組成に付随する条件は、特にグループBPCEが制御できない可能性のある要  
因に、極めて影響を受けやすい要素である。かかる重大な変化は、金利上昇が中長期的に一般的に好まし  
いものであっても、一時的または永続的に重大な影響を与える可能性がある。

低金利またはマイナス金利が10年間続いた後、急激かつ急速な金利上昇および強いインフレ圧力が出現  
し、これらは健康危機およびウクライナ紛争の影響によって強化された。金利リスクへのエクスポ  
ージャーは、インフレ率の上昇(規制金利への大きな影響)、マイナス金利政策からの急速な脱却(預金裁  
定取引)、銀行間スプレッドの上昇などの不利な要素が重なり増加したが、一方で、新規貸付金の組成額  
は、減少率および競争環境による制約を受ける。

金利のプラスまたはマイナス200ベース・ポイントの金利変動に対する、グループBPCEの貸借対照表  
における正味現在価値の感応度は、引き続きTier-1資本の上限である15%を下回る。グループBPCEの2022  
年12月31日時点での金利上昇への感応度は、2021年12月31日時点でのTier-1対比でマイナス11.37%に対

して、マイナス13.94%であった。2022年12月31日現在、小幅な上昇ショック（プラス25ベシス・ポイント）によって、1年間の予想純金利差益へのマイナスの影響が2.2%（予想損失126百万ユーロ）となる一方、小幅な下落シナリオ（マイナス25ベシス・ポイント）によるプラスの影響は2.5%（予想利得145百万ユーロ）となる。

市場の変動およびボラティリティは、グループBPCEを売買活動および投資活動における損失に晒す可能性があり、グループBPCEの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEは、第三者による売買活動または投資活動に関し、債券市場、通貨市場、商品市場および株式市場において、ならびに非上場証券、不動産およびその他の資産分野においてポジションを保有することがある。これらのポジションは、市場（特に金融市場）のボラティリティ（対象とする市場の水準にかかわらず、任意の市場における任意の期間中の価格変動の程度）によって影響を受ける可能性がある。一定の市場構成および変動は、スワップ、先物、オプションおよび仕組商品を含む、幅広いトレーディングおよびヘッジ商品において損失を招く可能性もあり、それによりグループBPCEの業績および財政状態に重大な悪影響が及ぶおそれがある。同様に、市場の縮小が拡大するおよび/または重大な危機により、一定の資産分野の流動性の低下を招くことがあり、その場合は一定の資産を売却することが困難になり、結果として多額の損失を発生させるおそれがある。

2022年12月31日時点での市場リスク加重資産の合計は14.4十億ユーロ、すなわちグループBPCEのリスク加重資産総額の約3%である。参考までに、2023年度第1四半期において拡大当行グループの銀行業務純収益にコーポレート・投資銀行業務が占める比重は18%であった。

**グループBPCEは、資金およびその他の流動性の源泉へのアクセスに依拠するが、グループBPCEの支配の及ばない理由により限定され、その業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。**

グループBPCEの事業遂行のためには、短期的および長期的な資金へのアクセスが重要である。グループBPCEの無担保の資金源には、預金、長期債務および短期/中期譲渡可能負債証券の発行、銀行融資およびクレジット・ラインが含まれる。グループBPCEは、とりわけレポ取引の締結およびカバード・ボンドの発行を通じて、保証付き資金調達も利用する。グループBPCEが許容できると判断する条件で担保付きおよび/または無担保の債券市場にアクセスできなかった場合、または顧客の預金の大幅な減額を含み、現金または担保が予期せず流出した場合、グループBPCEの流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、グループBPCEが顧客の預金を十分な水準に維持できない場合（例えば、競合他社が預金についてより高い金利を提供した場合）、より高い金利で資金を取得することを強いられ、グループBPCEの純受取利息および業績が低下する可能性がある。

グループBPCEの流動性とその結果は、特に地政学的危機または健康危機に関連する一般市場の混乱、第三者に影響を及ぼす経営困難、一般的な財務サービスもしくは短期的/長期的なグループBPCEの見通しへの否定的見解、グループBPCEの信用格付の変更、またはグループBPCEもしくはその他の金融機関の市場運営者間の地位に関する認識など、グループBPCEの支配の及ばない予期せぬ事象の影響を受ける可能性がある。

グループBPCEの資本市場へのアクセスおよび長期無担保資金調達コストは債券およびクレジット・デリバティブ市場の信用スプレッドの変化に直接関連するが、グループBPCEはこれを予測および支配することができない。流動性の制限は、グループBPCEの財政状態、業績およびカウンターパーティーに対する義務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。同様に、特に欧州中央銀行における金融政策スタンスの変更は、グループBPCEの財政状態に影響を与える可能性がある。

しかし、これらのリスク・ファクターに対応するため、グループBPCEは、中央銀行への現金預金ならびに利用可能な中央銀行のリファイナンスに使用可能な有価証券および債権で構成される流動性準備を有している。2023年3月31日時点でのグループBPCEの流動性準備は335十億ユーロにのぼり、短期の資金調達およびMLT債権の短期的な満期の178%をカバーすることが可能となっている。グループBPCEの流動性カバレッジ比率(LCR)は、2022年12月31日時点では139%であったのに対して、2023年度第1四半期の各月末のLCRの平均は153%に達した。これらのリスクのグループBPCEへの影響度および発生率においての重大性を考慮して、これらのリスクについては事前対応的かつ入念に監視されており、グループBPCEは投資家の分散化という非常に積極的な方針も掲げている。

**グループBPCEの証券およびデリバティブ商品のポートフォリオならびに負債に係る公正価値の変動は、かかる資産および負債の正味帳簿価額、ひいてはグループBPCEの純利益および株主資本に悪影響を与える傾向がある。**

公正価値で測定されるグループBPCEの証券・デリバティブ商品およびその他の種類の資産ならびに負債の正味帳簿価額は、新たな財務書類の各日付において(貸借対照表段階で)調整される。かかる調整は主に、会計期間における資産および負債の公正価値の変動(すなわち、純損益に計上される変動またはその他の包括利益に直接認識される変動)に基づく。損益計算書に計上された変動は、他の資産の公正価値の変動と相殺されないため、銀行業務純収益および純利益に影響を及ぼす。すべての公正価値の調整は、株主資本に影響を与え、したがってグループBPCEの自己資本比率に影響を及ぼす。かかる調整はグループBPCEの資産および負債の正味帳簿価額に悪影響を及ぼし、その結果、純利益と資産にも悪影響を及ぼす傾向がある。公正価値の調整がある会計期間に計上されたことで、その後の会計期間における追加の調整が不必要になるわけではない。

2023年3月31日時点の公正価値で測定する金融資産の総額は200十億ユーロ、また公正価値で測定する金融負債の総額は192十億ユーロであった。

**市場が低迷した場合、グループBPCEの仲介業務ならびに報酬および受託手数料に関連するその他の業務による収入は減少する可能性がある。**

市場が低迷しているときは、グループBPCE企業が顧客のために、そしてマーケット・メーカーとして行う取引の量(とりわけ金融サービスおよび証券取引)は減少し、ゆえにこれらの活動による銀行業務純収益は減少する傾向がある。特に、市場が低迷しているときは、グループBPCEが顧客のために行う取引の量は減少してそれに伴う報酬は減少し、ゆえに同事業活動による収益は減少する可能性がある。さらにグループBPCE企業が顧客に請求する管理報酬は、一般的に、かかるポートフォリオの価値またはパフォーマンスに連動しているため、かかるポートフォリオの価値の低下または償還額の増加を生み出す市場の低迷は、管理報酬またはスーパーパフォーマンス報酬が不利に推移することにより、ミューチュアル・ファン

ドもしくはその他の投資商品の販売（ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）およびポピュレール銀行傘下銀行の場合）またはアセット・マネジメント業務を通じて、かかる企業が稼得する収入の減少をもたらすことになる場合がある。さらに、経済環境の悪化は、資産運用構造に寄与するシードマネーに不利な影響を与え、一部または全部の損失を被るリスクがある。

市場の低迷が生じない場合でも、グループBPCEおよびその他のグループBPCE商品を通じて第三者のために運用するファンドが市場平均を下回った場合、結果として、償還の増加および/または流入額の減少が発生する可能性があり、これに付随する潜在的影響がアセット・マネジメント業務からの収益にもたらされる可能性がある。

グループBPCEが受け取る報酬および手数料の金額の詳細については、第6「経理の状況」3「その他」(1)グループBPCEのIFRS連結財務書類2022年12月31日現在の注記4.2「受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料」を参照のこと。

**信用格付の引下げはBPCEの資金調達コスト、収益性および事業継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。**

2023年3月31日時点でのグループBPCEの長期格付は、フィッチ・レーティングスはAA-、ムーディーズはA1、R&IはA+、スタンダード&プアーズはAである。これらの信用格付を格下げする決定は、BPCEおよび金融市場で活動しているその系列会社の資金調達に悪影響を及ぼす可能性がある。格付の引下げはグループBPCEの流動性および競争上の地位、資金調達コストの増加、金融市場へのアクセスの制限、トレーディング、デリバティブおよび担保付資金調達取引を規定する一部の双務契約に基づくトリガー義務に影響を及ぼし、ひいては収益性および事業継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、BPCEの長期無担保資金調達コストは、その信用スプレッド（債券投資家に支払われる満期日が同じ政府発行債の利回りを上回る利回りのスプレッド）に直接連動している一方で、その信用格付に相当に依拠している。信用スプレッドの増加により、BPCEの資金調達コストが大幅に増加する可能性がある。信用スプレッドの変動は市場と相関があり、ときに予測不可能かつ非常に不安定な変動の影響を受けることがある。信用スプレッドは、発行体の支払能力の市場認識にも左右される。したがって、格付の引下げがもたらす発行体の支払能力の認識における変化は、発行体の収益性および事業継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

**信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク**

**グループBPCEは、拡大当行グループの事業、財政状態および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに晒されている。**

グループBPCEは、財務または市場業務を通じて、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに大きく晒されている。したがって、拡大当行グループは、カウンターパーティー1社以上による債務不履行が発生した場合、特に、拡大当行グループがその担保の行使において法的もしくはその他の困難に直面した場合、または担保の価値によって債務不履行が発生した場合のエクスポージャーを十分にカバーできない場合に、損失を被る可能性がある。拡大当行グループは、信用ポートフォリオの集中化による影響を抑制する目的でデュー・ディリジェンスを実施しているが、特定の経済セクターや世界の地域においては、

カウンターパーティー間の相互依存の影響により、カウンターパーティーの債務不履行が増幅される可能性がある。したがって、主要な一つまたはそれ以上のカウンターパーティーの破綻は、拡大当行グループのリスクコスト、収益および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

参考までに、2023年3月31日現在、グループBPCEの信用リスクに対する総エクスポージャーは1,474十億ユーロであり、主なカウンターパーティーの種別の内訳は、リテール顧客39%、法人顧客28%、中央銀行およびその他のソブリン向けエクスポージャー16%、ならびに公共セクターおよび類似の事業体6%となっている。信用リスク加重資産は407十億ユーロ（カウンターパーティー・リスクを含む。）となった。

グループBPCEは、主にフランスで事業を展開している。

グループBPCEの貸付金および債権ポートフォリオに関して計上された減損または予想信用損失の大幅な増加は、グループBPCEの収益および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

貸付事業において、グループBPCEは、貸付金および債権のポートフォリオにおける実際のまたは潜在的な損失を（必要に応じて）反映するために、定期的に資産の減損に関する費用を認識する。かかる減損は、損益計算書の「リスクコスト」の科目に計上される。グループBPCEの資産減損に関する費用の合計額は、過去の貸付金に関する損失、供与された貸付金の金額および種類、業界の基準、延滞貸付金、経済情勢および様々な種類の貸付金の回収可能性に係るその他の要因についての拡大当行グループの測定に基づいている。グループBPCEは、十分な水準の資産減損に関する費用の引当金を確保するべくあらゆる努力を尽くしているものの、延滞貸付金の増加または市況の悪化もしくは特定の国々に影響する要因といったその他の理由により、グループBPCEの貸付事業は、将来において貸付損失の費用の積み増しを余儀なくされる可能性がある。貸付金の損失費用の大幅な増加、貸付金ポートフォリオに関するグループBPCEによる損失リスクの見積の重大な変化、または過去の減損費用を上回る貸付損失は、グループBPCEの業績および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

参考までに、グループBPCEのリスクコストは、2022年度第1四半期の411百万ユーロに対し、2023年度第1四半期は326百万ユーロであった。信用リスクはグループBPCEのリスク加重資産の88%を占めている。総エクスポージャーに基づくと、39%がリテール顧客に関連し、28%が法人顧客に関連しており、エクスポージャーの70%がフランス国内に所在している。

したがって、グループBPCEの貸付金および債権のポートフォリオに計上される資産の減損費用の大幅な増加に関連するリスクは、影響度と発生率の点においてグループBPCEにとって重大であるため、入念かつ事前対応的に監視されている。さらに、健全性要件は、健全性バックストップ・プロセスを通じてこれらの引当制度を補完するものであり、保証の質に応じて、また規制スケジュールに従って、一定の満期を超えた延滞貸付金の持分が全額控除される。

他の金融機関および市場参加者の財務の健全性および業績の低下により、グループBPCEに好ましくない影響が生じるおそれがある。

グループBCPEが取引を行う能力は、他の金融機関および市場参加者の財務の健全性の低下の影響を受ける可能性がある。金融機関は、取引、決済、カウンターパーティーおよび貸付事業によって相互に密接に関係している。重要なセクター参加者による債務不履行（システムティック・リスク）、またはひとつもしくは複数の金融機関あるいは金融業界全般に関する単純な風評や懸念ですら、市場の流動性の全般的な縮小を招く可能性があり、のちに将来における損失またはさらなる債務不履行を招くおそれがある。グループBCPEは、直接的または間接的に様々な金融カウンターパーティー（投資サービスプロバイダー、商業銀行または投資銀行、清算機関およびCCP、ミューチュアル・ファンドならびにヘッジ・ファンド）や定期的に取引を行うその他の機関投資家と接している。かかるカウンターパーティーの債務不履行または破綻により、グループBCPEの財政状態に悪影響が生じる可能性がある。さらに、グループBCPEは、その事業セクターの規則にほとんどまたは全く支配されない経営者がさらに関与することによるリスク、およびその規則にほとんどまたは全く支配されない新商品（とりわけ、クラウドファンディングおよび取引プラットフォームなど）が登場することによるリスクに晒される可能性がある。このリスクは、グループBCPEが担保として保有する資産が売却できない場合、またはその売却価格が不履行状態にある貸付もしくはデリバティブに対するグループBCPEのエクスポージャーすべてをカバーできない場合、またはグループBCPEが晒されている一般的な財務部門参加者によって詐欺、横領、その他の不正な支出がなされる場合、またはCCPなど主要な市場経営者による債務不履行の場合に悪化し得る。

「金融機関」資産分野に対するエクスポージャーは、2023年3月31日現在1,474十億ユーロに達しているグループBCPEの総エクスポージャー合計の4%にのぼる。

## 非金融リスク

適用法令を遵守しない場合には、グループBCPEは、その財政状態、業務および評判に重大な悪影響をもたらす可能性のある、多額の罰金ならびにその他の行政罰および刑事罰を受ける可能性がある。

不遵守リスクとは、制裁（司法、行政または懲戒）を受けるリスクだけでなく、国内外を問わず、銀行および保険業務に特有の法令、専門的基準および慣行、ならびに倫理基準を遵守しないことに起因する財務上の損失または信用毀損のリスクと定義される。

銀行および保険セクターは、フランス国内および国際的な規制監督の強化の対象となっている。近年、金融市場、および投資サービス提供者と顧客または投資家との関係の双方に影響を及ぼす重要な変化をもたらした、新たな規制（例えば、MIFID II、PRIIPS、保険流通に関する指令、市場濫用に関わる規制、第4次反マネーロンダリング・テロ資金供与に関する指令、個人データ保護規制、ベンチマーク指標規制など）が特に大幅に増加している。これらの新たな規制は、当社の事業運営プロセスに大きな影響を及ぼす。

不遵守リスクの顕在化は、例えば、銀行の商品やサービスの販売促進やマーケティングの目的での不適切な手段の使用、潜在的な利益相反の不適切な管理、秘密情報または部外秘情報の開示、特に金融上の安全性（特にマネーロンダリングおよびテロ資金対策、禁輸措置の遵守、詐欺または腐敗行為との闘い）の面で、供給業者と顧客との関係を結ぶ際のデュー・ディリジェンスの不遵守につながる可能性がある。

BPCE内では、コンプライアンス機能が、不遵守リスクの防止および管理のシステムを監督する責任を負う。この体制にもかかわらず、グループBPCEは、規制当局および監督当局からの罰金またはその他の重大な制裁措置、ならびに民事または刑事訴訟手続のリスクに晒されており、その結果、当社の財政状態、業務および評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

**グループBPCEまたは第三者の情報システムの中断または障害は、商業上の損失を含む損失につながる可能性があり、グループBPCEの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEは、業務活動を行うにあたり、複雑性を増す取引を多数処理しなければならないため、他の多くの競合他社と同様に、情報および通信システムに大きく依存している。かかるシステムの障害、中断または誤動作は、顧客口座、総勘定元帳、預金、取引および/または貸付手続の処理を行うために利用されるシステムのエラーまたは障害を引き起こすおそれがある。例えば、グループBPCEの情報システムに短時間であっても誤作動が生じた場合、影響を受けた企業は顧客のニーズに適時に応えることができず、取引機会を失うこととなるおそれがある。同様に、バックアップ・システムおよびコンティンジェンシー・プランにもかかわらず、グループBPCEの情報システムの一時的な障害が発生した場合には、多額のデータ復旧および検証の費用を発生させる可能性があり、例えば、かかる障害がヘッジ取引の実行中に起こった場合には、自己勘定業務活動の縮小まで招くおそれがある。グループBPCEのシステムが、増加する取引量に対応できない場合は、グループBPCEの事業拡大能力が制約され、損失（とりわけ売上の損失）が発生し、これによりグループBPCEの業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

また、グループBPCEは、証券取引の実行または促進のために利用する清算代理人、外国為替市場、清算機関、預託機関またはその他の金融仲介機関もしくは社外サービスプロバイダーの誤作動または運用上の支障に関するリスクに直面している。顧客とのインターコネクティビティが継続して増すにつれ、グループBPCEは、顧客情報システムの運用障害に関するリスクにもますます直面することとなる可能性がある。グループBPCEの連絡および情報システム、ならびに顧客、サービスプロバイダーおよびカウンターパーティーの連絡および情報システムもまた、サイバー犯罪またはサイバーテロの行為に起因する障害または中断の対象となる可能性がある。例えば、デジタル変革により、グループBPCEの情報システムは外部に対してより開放され（クラウド・コンピューティング、ビッグ・データなど）、そのプロセスの多くは徐々にデジタル化している。従業員および顧客によるインターネットおよび接続機器（タブレット、スマートフォンおよび携帯電話で使用するアプリケーションなど）の使用率が上昇しており、潜在的な攻撃および混乱の媒体の役割を果たすチャンネルの数ならびに攻撃および混乱の影響を受けやすい機器およびアプリケーションの数が増加する。その結果、グループBPCEの従業員および外部の代理人が使用するソフトウェアおよびハードウェアは、絶えずかつますますサイバー攻撃の脅威に晒されている。こうした攻撃の結果、グループBPCEには、自己のシステムにおいてまたは第三者のシステムにおいて、適切に解決されないかもしれない誤動作または中断が発生する可能性がある。業務の中断または顧客がそのような中断または障害の途中および/またはその後他の金融機関に乗り換える可能性があるために、グループBPCEまたは第三者に属する情報システムの中断または障害により損失（営業損失を含む。）が発生する可能性がある。

グループBPCEまたは第三者に属する情報システムの中断もしくは故障によるリスクは影響度および発生率において多大であり、したがって入念かつ事前対応的に監視されている。

**風評リスクおよび法務リスクは、グループBPCEの収益性および事業上の展望に不利な影響を及ぼすおそれがある。**

グループBPCEの評判は、顧客を獲得し、かつ維持するという点で最も重要である。グループBPCEの評判は、グループBPCEの商品およびサービスの不適切な促進・販売手段の利用、潜在的な利益相反の不十分な管理、法律および規制上の要件、倫理問題、マネーロンダリング関連法、経済制裁、データセキュリティに関する方針、販売・取引慣行ならびに不十分な顧客保護システムによって悪影響を被るおそれがある。グループBPCEの評判はまた、従業員の不当な行為、グループBPCEの情報および通信システムへのサイバー犯罪、サイバーテロリストによる攻撃、グループBPCEがエクスポージャーを有する金融セクターの参加者が犯した詐欺、横領またはその他の不当支出、または潜在的に不利な結果を招く法律・規制上の措置によっても損なわれる場合がある。グループBPCEの評判が損なわれた場合には、収益性および事業上の展望に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、風評リスクの管理が効果的でない場合には、グループBPCEの法務リスク、グループBPCEが巻き込まれる法的紛争の件数および賠償請求額が増加するおそれがあり、または、拡大当行グループに対し規制当局により制裁が課される可能性がある。詳細については、(2)「リスク・マネジメント」2(2).8「法務リスク」を参照のこと。これらの紛争の財務上の影響は、拡大当行グループの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいてはグループBPCEの収益性および事業上の展望に悪影響が及ぶ可能性がある。

**予期せぬ出来事によりグループBPCEの事業活動が中断され、損失と追加費用を被る可能性がある。**

深刻な自然災害、気候変動リスクに関連する事由（気候変動に直接関係する物的リスク）、新たな伝染病、攻撃その他の非常事態をはじめとする予期せぬ事由が生じた場合には、グループBPCE企業の事業活動が突如中断され、とりわけ拡大当行グループの主要事業ライン（流動性、決済手段、証券サービス、個人顧客および法人顧客に対する融資および信託業務）に影響を及ぼすことがあり、拡大当行グループがこれにつき全くまたは十分に保険契約でカバーされていない場合は、重大な損失が生じるおそれがある。かかる損失は、有形資産、金融資産、市場ポジション、または主要従業員に関連する可能性があり、グループBPCEの純利益に直接的かつ重大であり得る影響を及ぼし得る。加えて、かかる事由はさらにグループBPCEまたはグループBPCEが業務提携する第三者のインフラに支障をきたす場合があり、また、追加費用（特に影響を受けた従業員の移転費用等）またはグループBPCEの費用（保険料等）の増加をもたらす場合もある。かかる事由により、一定のリスクに対する保険が無効となり、グループBPCE全体のリスクレベルの上昇につながる可能性がある。

2023年3月31日現在、オペレーショナル・リスクは、2022年12月31日同様、グループBPCEのリスク加重資産の9%を占めた。

**グループBPCEのリスク管理方針、ヘッジ方針、手続および戦略の不備または不全是、グループBPCEを未確認または不測のリスクに晒し、予期せぬ損失につながるおそれがある。**

グループBPCEが採用しているリスク管理方針ならびにヘッジ方針、手続および戦略は、すべての市場環境またはあらゆるリスクに対するエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、拡大当行グループが特定または予測できないリスクには効果的ではないことが判明する可能性さえある。また、グ

グループBPCEが採用するリスク管理手法および戦略は、リスクへのエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、全リスクを実際に低減することを保証するものではない。グループBPCEがリスク管理手続を策定するために使用するツールは、不正確であると判明する可能性がある評価、分析および推定に基づくことを考慮すると、これらの手法および戦略は、特定のリスク（特にグループBPCEが特定または予測していないリスク）に対して効果的でないことが判明する可能性がある。グループBPCEがリスク管理に使用する一部の指標および定性的なツールは、過去の市場実績の観測に基づいている。リスクへのエクスポージャーを測定するため、リスク管理部門の責任者は、これらの観測の統計的分析を行う。

これらのツールまたは指標が、リスクに対する将来のエクスポージャーを予想できない可能性がある。例えば、リスクに対するエクスポージャーは、グループBPCEが予測しなかった、もしくは統計モデルにおいて正確に評価できなかった要因、または突発的もしくは前例のない市場の変化といった要因による可能性がある。これらはグループBPCEのリスク管理能力を制限するおそれがある。そのため、グループBPCEに生じる損失は、過去の測定値に基づき予想されるものより大きくなる可能性がある。その上、拡大当行グループの定量的モデルはすべてのリスクを考慮に入れることはできない。これまでに重要な問題は認識されていないものの、リスク管理制度は、不正を含む運用上の不具合によるリスクに晒されている。リスクの一部は、不十分であると判明する可能性のある、より定性的な分析の対象とされ、グループBPCEを不測の損失に晒す可能性がある。

**実際の業績は、グループBPCEの財務書類を作成するのに用いられる仮定とは異なる可能性があり、これにより予期せぬ損失が生じる可能性がある。**

現行のIFRS基準および解釈指針に基づき、グループBPCEは、その財務書類を一定の見積、特に不良貸付金および債権のための引当金、潜在的な請求および訴訟に対する引当金、および特定の資産および負債の公正価値の決定に関する会計上の見積に基づき作成しなければならない。グループBPCEが見積に使用する数値が、特に重大かつ/または予期せぬ市場の動向の発生により、著しく不正確であることが判明した場合、あるいは将来IFRSの基準または解釈指針の変更によりこれらの数値の計算方法が修正される場合は、グループBPCEは予期せぬ損失に晒される可能性がある。

見積と判断の使用に関する情報は、第6「経理の状況」3「その他」(1)グループBPCEのIFRS連結財務書類2022年12月31日現在の注記2.3「見積および判断の使用」に記載されている。

## 保険リスク

グループBPCEは、その保険業務から銀行業務純収益の11%を生み出している。2022年度における生命保険および損害保険業務からの銀行業務純収益は、2021年度の2,860百万ユーロに対して、2,927百万ユーロである。

**市況の悪化、特に過度の金利の上昇または低下は、拡大当行グループの個人保険事業および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEの保険業務子会社が個人保険業務において主に晒されているのは市場リスクである。市場リスクに対するエクスポージャーは、主にユーロ建ての貯蓄商品に適用される元本保証に関連する。

市場リスクのうち、金利リスクは、一般勘定資金が債券を中心に構成されていることから、BPCEアシュランスにとって構造的に重要である。金利の変動は、以下を引き起こす可能性がある。

- ・ 金利上昇の場合：（新規の投資の魅力が高まることによる）ユーロ建ての募集の競争力の低下および発行済債券に係る未実現のキャピタル・ロスの不利な条件の下、償還および大口裁定取引が継続的に高まること。
- ・ 金利低下の場合：長期的には、一般勘定資金に対するリターンの下がり過ぎにより元本保証の履行が困難になること。

一般勘定資金の配分の結果、スプレッドの拡大および株式市場の下落も、純損益を通じて公正価値で測定する投資の評価額の下落に伴う減損引当金の計上を通じてグループBPCEの生命保険業務に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**保険会社の予定損害経験値および実際に拡大当行グループが保険契約者に支払った金額の不一致は、グループBPCEの損害保険業務、その個人向け危険保障部分、ならびにその業績およびその財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEの保険業務子会社がこれらの後者の業務に関連して主に晒されるのは引受リスクである。かかるリスクは、(i)実際に記録された請求およびかかる請求の補償として実際に支払われた保険給付金ならびに(ii)子会社が保険商品の価格を設定するためおよび潜在的な補償のための保険契約準備金の設定のために使用する仮定の不一致により発生する。

拡大当行グループは、保険商品の価格設定および関連する実際の責任の確定に使用する情報を含む自己の経験および業界データの両方を用いて、将来の保険給付を見積る。但し、実際の経験はこれらの見積と一致しない可能性があり、伝染病の流行または自然災害などの予測不可能なリスクにより保険契約者に対する支払いが予測を上回る可能性がある。この関連で、気象現象の変化（「物理的」気候リスクと呼ばれる。）には特に注意が必要である。

拡大当行グループが実際に保険契約者に支払った金額が、引当金を設定するために当初使用した基本となる仮定を上回った場合、または、事象もしくは傾向により、拡大当行グループがその基本となる仮定を変更した場合、拡大当行グループは予想以上に重大な負債に晒される可能性があり、これにより、個人向け危険保障部分の損害保険業務ならびに拡大当行グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

過去数年間に実施した様々な措置（特に財務力バレッジ、再保険、事業の多様化、投資管理など）は、BPCEアシュランスの支払能力の健全性および強靱性にも寄与している。ただし、経済・金融環境の悪化、特に株式市場の下落や金利水準は、将来の支払余力に悪影響を及ぼすことにより、BPCEアシュランスの支払能力に悪影響を与える可能性があることには留意する必要がある。

## 規制上のリスク

グループBPCEはフランスおよびその事業活動の場である世界中の幾つかのその他の国々において重要な規制の適用を受ける。規制措置およびその変更が、グループBPCEの事業や業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEの企業の事業と業績は、フランス国内の様々な規制当局ならびにEUのその他の政府、米国、外国政府および国際機関の方針や措置により重大な影響を受ける可能性がある。またこの制約によりグループBPCE企業が自らの事業を拡大する能力や一定の事業活動を遂行する能力が制限されることも考えられる。かかる方針や規制措置の将来における変更がどのような内容で、それによってどのような影響が生じるかは予測不能であり、グループBPCEには制御できない。またさらに、一般的な政治環境が銀行や金融業界にとって好ましくない方向に展開し、その結果、これらの方策が貸付業務、その他の金融活動および経済全般に悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、より厳しい規制措置を講じるよう立法機関や規制機関にさらに圧力が加えられた。新たな立法措置および規制措置は常に不透明感を伴うため、グループBPCEにどのような影響が及ぶかを予測することは不可能であるが、かかる影響は非常に悪い影響であり得る。

グループBPCEは、新たな要件に準拠するため一部の事業活動の規模を縮小しなければならない可能性がある。また、新たな方策は、新規制対応コストを増加させる傾向があり、それによって、該当の事業ラインにおける収益および連結利益の減少、一部の事業活動および資産ポートフォリオにおける売上の減少ならびに資産の減損費用につながる可能性もある。

2019年に銀行規制パッケージの最終版が採用されたのは、銀行に対するプルデンシャル規制をバーゼルの基準に合致させることが目的であった。こうした改革が実施されることにより、より高い自己資本要件および流動性の要件が課される可能性があり、それはグループBPCEの資金調達コストに影響を及ぼす可能性がある。

2020年11月11日、金融安定理事会（FSB）は、バーゼル銀行監督委員会および各国当局と協議の上、2020年のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）のリストを報告した。グループBPCEは、FSBによりG-SIBに分類されているほか、グローバルなシステム上重要な機関（G-SIIs）のリストにも掲載されている。

これらの規制措置は様々なグループBPCE企業に適用される可能性があり、かかる措置の変更があった場合、グループBPCEの事業および業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

近年、国際金融環境の数多くの変化（恒久的な変化を含む。）を取り入れることを目的として、法律および規制が最近制定または提案されている。新たな世界的な金融危機の回避を目的としたこれらの新たな措置は、グループBPCEおよびその他の金融機関の経営環境を大きく変化させており、今後もこの環境を変化させ続ける可能性がある。グループBPCEは、法規制の変更に伴うリスクに晒されている。これには新プルデンシャル・バックストップ・ルールが含まれる。同ルールは、債務不履行貸付金に対する実際の引当金水準と債務不履行期間および保証の有無に応じて設定した目標比率を定めるガイドラインとの差を測定する。

法令・規制環境が変化している今日において、これらの新たな措置がグループBPCEに及ぼす影響を予測することは不可能である。これらの新しい法令・規制への対応を目的としたプログラムの策定（および既存のプログラムの更新）、ならびに新たな措置への対応や準備のための拡大当行グループの情報システムの変更は、拡大当行グループにとって多大なコストを発生させ、今後もそれが継続する可能性がある。最善の努力にもかかわらず、グループBPCEはすべての適用法令を完全に遵守することができない可能性があり、かつ財務上または行政上の罰則の対象となる可能性がある。さらに、新たな法令・規制上の措置により、拡大当行グループの事業運営の適応が求められる可能性があり、および/または拡大当行グループの業績および財政状態に影響が及ぶ可能性がある。最後に、新たな規制により、グループBPCEは自己資本の強化やトータルでの資金調達コストの増加が必要になる可能性がある。

規制措置およびそれがのちに变更されることに伴うリスクは、影響度と収益性においてグループBPCEにとって多大なものになることから、入念かつ事前対応的に監視されている。

**BPCEは、財務的相互連帯制度に属する企業が財政難に直面した場合には、BPCEが経済的利益を有していない企業も含めて当該企業を支援しなければならない可能性がある。**

BPCEは、グループBPCEの中央機関として、各地域銀行（ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）傘下銀行）ならびにフランスの規制対象の金融機関の地位を有するその他の系列会社グループの流動性および支払能力を保証する責任を負っている。系列会社グループには、ナティクシス、クレディ・フォンシエ・ドゥ・フランス、オネーおよびバンク・パラティエヌなどのBPCE子会社が含まれる。グループBPCEの中央機関との間で系列関係にあるすべての事業体は、グループBPCEとして保証および財務的相互連帯制度から恩恵を受ける。同制度の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条、第L.512-107-5条および第L.512-107-6条に基づき、すべての系列企業の流動性と支払能力を確保し、拡大当行グループ全体の財務的相互連帯を構築することである。

この財務的相互連帯は、困難に陥った系列企業および/または拡大当行グループのすべての系列企業の流動性または支払能力を回復することを中央機関に要求する結果の義務を伴う財務的相互連帯制度の法原則を規定する立法条項に基づいており、財務的相互連帯制度の原則の無制限の性質により、BPCEはいつでも、状況を回復するために必要な金融努力への貢献を1社以上の系列企業のいずれかまたはすべてに要請ことができ、必要であれば、1社以上の系列企業が困難に陥った場合、最大ですべての系列企業の現金および現金同等物を動員することができる。

グループBPCEの流動性リスクおよび支払不能リスクをカバーする目的で設定された3つの保証基金は、第6「経理の状況」3「その他」(1)グループBPCEのIFRS連結財務書類2022年12月31日現在の注記1.2「保証の仕組」において記載されている。2022年12月31日時点でポピュレール銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）の基金は、それぞれ450百万ユーロを保有する。共同保証基金は各ネットワークあたり157百万ユーロを預金として保有する。各地域銀行は、将来の利益から共同保証基金に追加拠出を行うことが義務付けられている。保証基金は、財務的相互連帯制度の資金を提供する実質的財源であるが、当該収入が今後も十分である保証はない。保証基金の不足が判明した場合には、BPCEは、中央機関としての使命から、自己資金を動員して、状況回復のために必要なことをすべて行わなければならない、自らが設置したグループ内相互連帯を実施することによって不足額を補填する義務を負い、また、系列企業の一部または全部の資金を無制限に利用することができる。

この義務により、拡大当行グループのグループ企業の1社が重大な財務上の困難に陥った場合、その財務上の困難の原因となった状況は、BPCEの財政状態および財務的相互連帯の原則に基づき支援が求められた他の系列企業の財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

BPCEの有価証券への投資家は、BPCEおよびその系列企業が清算または破綻処理手続の対象となった場合、損失を被るおそれがある。

単一破綻処理メカニズムについてのEU規制806/214および銀行再生・破綻に関するEU指令2014/59（EU指令2019/879により改正）（以下「BRRD」という。）は、フランス通貨金融法典第6巻において国内法制化され、破綻処理当局に対して、BPCEの有価証券を減額するか、または債務証券の場合にはこれを資本に転換する権限を与えている。

破綻処理当局は、発行機関またはそれが所属するグループが破綻しつつあるもしくは破綻するおそれがある場合（および他の手段により破綻を合理的な期間内に回避できるという合理的な見込みがない場合）、存続不能になった場合、または特別な公的支援が必要である場合（一定の例外あり。）、資金調達商品（例えばBPCEのTier-2劣後債）の減額または転換を行うことができる。破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する前か、または破綻処理手続を開始することが金融機関の存続可能性を維持するために必須である場合には、資金調達商品を減額または転換しなければならない。資金調達商品の減額または転換は、債券の優先順位（まずは普通株式等Tier-1金融商品が減額され、次にその他Tier-1金融商品が減額または株式転換され、その次にTier-2金融商品が減額または株式転換される。）に従って実行されなければならない。資金調達商品の減額または転換が、当該機関の財務健全性を回復するのに十分ではない場合、破綻処理当局が有するベイルイン権限が適格債務（BPCEの非上位優先債および上位優先債等）の減額または転換のために適用される可能性がある。

2023年3月31日時点でのTier1資本合計は69.5十億ユーロ、およびTier-2プルデンシャル資本は13.6十億ユーロであった。同日時点の非上位優先債務証券の総額は28.6十億ユーロであり、うち25十億ユーロは、2023年3月31日時点において満期が1年以上であったためTLACおよびMRELに適格であった。

この完全なる法的相互連帯の結果、および一定の清算または破綻処理手続という極端なケースにおいては、1社以上の系列会社は、すべての系列会社およびBPCEが影響を受けることなく、裁判所命令による清算または「BRRD」の意味における破綻処理措置の影響を受けない可能性がある。したがって、フランス通貨金融法典第L.613-29条および第L.613-5-5条に基づき、裁判所主導清算手続および破綻処理措置は、中央機関およびそのすべての系列会社について調整された方法で行われる。

また、第L.613-29条は、このようなすべての系列会社に対して提起される裁判所命令による清算手続の場合は、すべての系列会社の（同一の順位または同一の権利を享受している）外部債権者は、特定の系列会社と関連があるかにかかわらず、債権者の順位に従って平等に扱われると定めている。その結果、AT1金融商品およびその他のパリ・パス証券の投資家は、Tier-2金融商品およびその他のパリ・パス証券の投資家よりも影響を受けやすく、したがって外部非上位優先債の投資家よりも影響を受けやすく、このため外部上位優先債の投資家よりも影響を受けやすい。同様に、破綻処理が行われる場合、フランス通貨金融法典第L.613-55-5条に従い、特定の系列企業との結びつきにかかわらず、上記の順位に従って同順位の債

権および有価証券に対して同一の減損率または転換率が適用される。グループBPCEの組織的な特質と破綻処理当局が現在行っている評価により、司法上の清算手続が開始されるよりも破綻処理措置が講じられる可能性のほうが高い。破綻処理手続は、(i) BPCEおよびすべての系列会社の債務不履行が判明しまたは予見され、(ii)合理的な期間内に当該機関またはそのグループの破綻を他の手段により回避することができ合理的な見込みがなく、(iii)破綻処理の目的を達成するために、破綻処理手続が必要である場合には、BPCEおよびすべての系列企業に対して開始できる。かかる破綻処理の目的とは、(a)重要な機能の継続を保証すること、(b)金融の安定性に対する重大な悪影響を回避すること、(c)例外的な公的財務支援を最小限に留めることで国の財源を保護すること、および(d)顧客の資金および資産、とりわけ預金者の資金および資産を保護することである。金融機関の破綻とは、継続事業体としての適格性認定要件を充足できなくなった場合、支払日が到来した際に負債またはその他の債務が支払えない場合、特別な公的金融支援（限定的な例外あり。）が必要である場合、または保有する負債の価値が資産の価値を上回っている場合をいう。

ベイルイン権限に加えて、破綻処理当局は、破綻している金融機関に関して、または一定の状況下においてはそれら所属するグループに関して、その他の破綻処理措置を実施するための広範な権限を付与される。この権限には、当該機関の事業の全部または一部の第三者または継承機関に対する売却、資産の分別、債務商品に関する債務者としての当該機関の交代または代替、債務商品の条件についての修正（満期および/もしくは支払利息額の変更ならびに/または支払の一時停止を課すことを含む。）、金融商品の上場廃止および取引に関する許可の停止、経営者の解雇または一時的な管理者（*administrateur spécial*）の任命、および新規の株式または自己のファンドの発行を含む（がこれらに限定されない）。

破綻処理当局による上記の権限の行使は、BPCEが発行した資金調達商品および債務商品の一部または全部の減額または資本への転換をもたらすか、BPCEがかかる商品に関する支払に利用可能な原資の額に重大な影響を与える可能性があり、これによりBPCEの投資家が損失を被る可能性がある。

**フランスおよびグループBPCEが事業活動を行う国の税法およびその適用は、グループBPCEの利益に悪影響をもたらす可能性が高い。**

大規模で複雑な国際取引を実行する多国籍銀行グループとして、グループBPCE（特にナティクス）は、世界中の多くの諸国において税法を遵守し、適用される税法規を遵守して事業活動を構築する。これらの国々の管轄当局による税制の変更は、グループBPCEの利益に重大な影響を与える可能性がある。グループBPCEは、異なる構成企業の相乗効果および営業力から価値を創造するために業務を管理する。グループBPCEはまた、適用あるすべての税法を遵守する租税効率の観点から顧客に販売される金融商品を構築するよう努めている。グループBPCEのグループ内取引およびグループ企業によって販売される金融商品の構造は、適用される税法規のグループBPCEによる解釈に基づくが、これは一般的に独立した税務専門家の見解および必要な範囲での監督税務当局による判断または特定の解釈に基づいている。税務当局が将来かかる解釈に異議を申し立てる可能性がある。その場合は、税務当局がグループBPCE企業の税務上の見解に異議を申し立てる可能性があり、これにより、グループBPCE企業は税額の更正の対象になる可能性があり、その結果グループBPCEの業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

< 後略 >

